

# 津山城宮川門跡石垣保存修理事業報告書

2012

津山市教育委員会



## 序

美作国が誕生したのは和銅6（713）年の事で、来年で建国1300年になります。津山市内には、国の役所である国府跡や国分寺跡などの遺跡が存在し、古代より美作国の中心地として栄えてきました。

江戸時代になり、津山城を築城したのが森忠政で、現在の市街地の礎はこの時つくられた城下町が基礎になっています。津山城の建物は明治初年に取り壊され、石垣しか現存していませんでしたが、近世城郭のすぐれた遺構として昭和38年に国の史跡に指定され、現在では鶴山公園として桜の名所になっています。

今回修理した宮川門跡の石垣は、史跡津山城跡の指定地外ではありますが、津山城築城時の石垣として貴重な文化財であります。この石垣が、大きく孕んで危険な状況になっていましたが、なかなか修理ができない状況が続いていました。

そんな折、『津山市歴史的風致維持向上計画』が平成21年に国から認定され、今回事業実施の運びとなりました。

事業実施にあたっては、国からの補助金をいただき、今回無事に修理工事が行われ、本石垣が末永く保存されました事は、この上ない喜びであります。

本書はこの石垣の修理報告書であります。本書が今後の調査研究の一助になれば幸いです。

なお、教育委員会としましても、このような貴重な文化財を後世に残すべく努力してまいりますので、関係機関の皆様方におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻の程よろしくお願いいたします。

最後になりましたが本事業を実施するにあたり、ご協力いただいた関係各位に対し厚く御礼申し上げます。

平成24年3月31日

津山市教育委員会

教育長 田村芳倫

## 例 言

- 1 本書は、津山城宮川門跡石垣の保存修理工事に関する報告書である。
- 1 本事業は景観・歴史的環境形成総合支援事業費補助金（宮川門整備事業）を受けて、平成22・23年度に津山市教育委員会が実施した。
- 1 本書の執筆は、第1章から第4章第1・4節・第5章を津山市教育委員会生涯学習部文化課主幹小郷利幸、第4章第2・3節を和田石材株式会社和田行雄の事業報告を元に小郷がまとめ、参考資料は文化課臨時職員乾貴子が担当した。

# 目次

|                   |    |
|-------------------|----|
| 第1章 津山城跡の概要       | 1  |
| 第1節 位置と環境         | 1  |
| 第2節 津山城の歴史        | 2  |
| 第2章 宮川門の概要        | 3  |
| 第3章 整備事業の経過       | 7  |
| 第1節 事業に至る経過       | 7  |
| 第2節 事業の経過         | 7  |
| 第4章 工事の概要         | 11 |
| 第1節 3次元測量と実施設計    | 11 |
| 第2節 整備工事          | 15 |
| 第3節 石材調書          | 32 |
| 第4節 下層石垣の調査及び出土遺物 | 32 |
| 第5章 まとめ           | 35 |
| 参考資料              | 37 |
| 写真図版              | 51 |

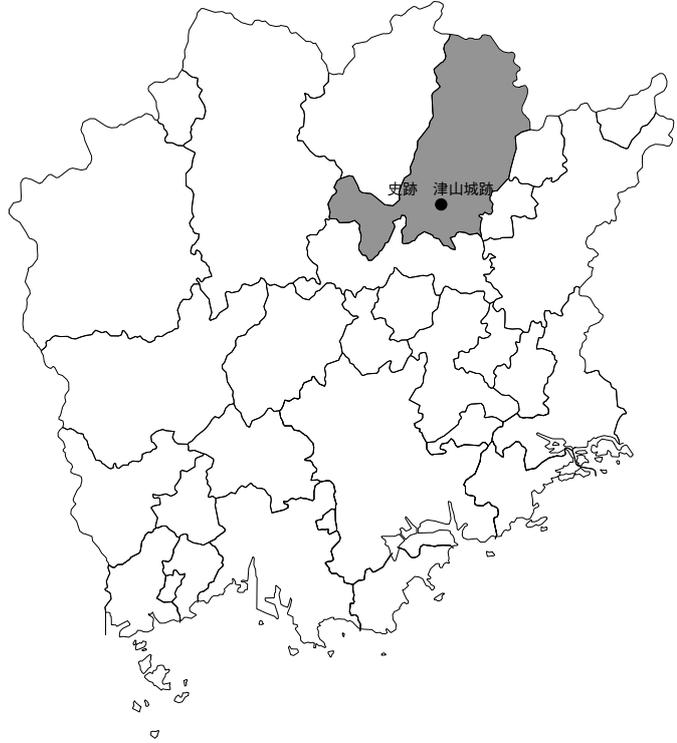


# 第1章 津山城跡の概要

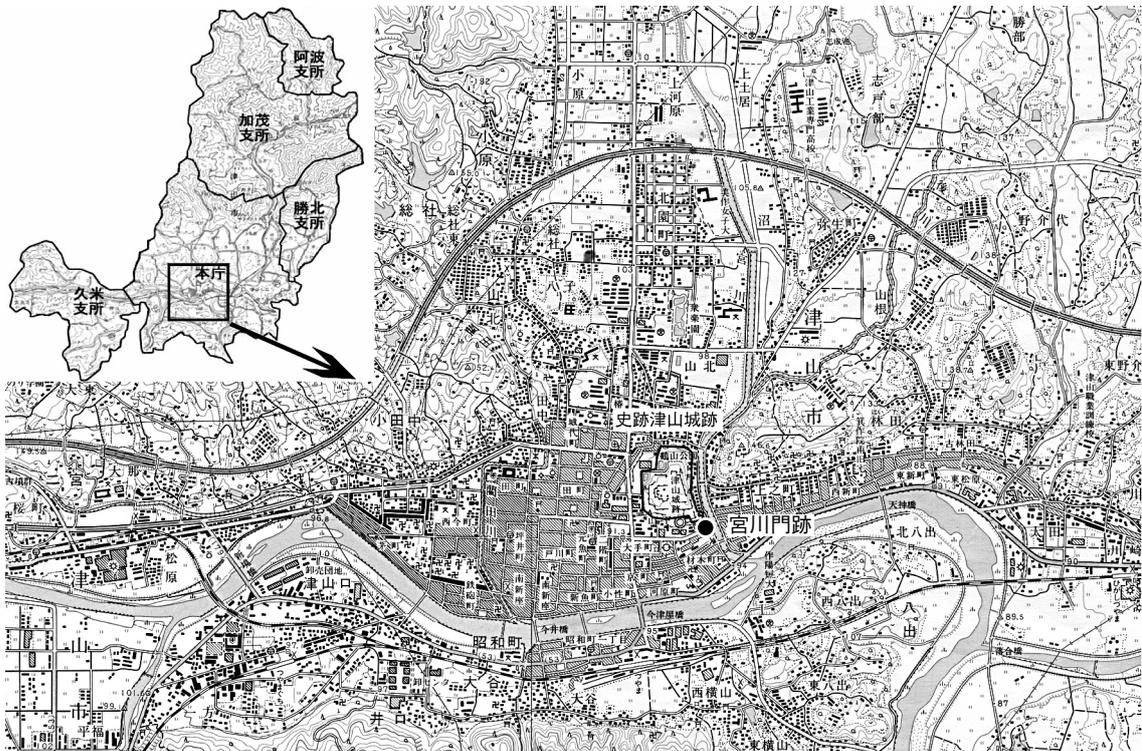
## 第1節 位置と環境（第1・2図）

津山市は、中国地方の内陸部、岡山県の北部に位置し、人口約10万7千人、北部は1,000m級の中国山地が連なり、南部は吉備高原に接し、市街地は盆地状を呈し、市役所のあたりで標高99mである。市内を岡山県の三大河川の吉井川が西から東に流れ、加茂川などの支流を従え、南に流路をとる。この吉井川が支流宮川と合流する地点の北西部に標高140m程の単独の丘陵があり、津山城はここに築かれている。

津山城が築かれる前にも、これまでの調査で本丸部分に古墳が存在していた事、さらに嘉吉元（1441）年美作守護の山名氏が築いた城が存在しており、山上には鶴山八幡宮と千代稲荷宮、山腹には妙王院、八子町集落が存在していた。これら神社などは津山城築城にあわせてすべて移転された。



第1図 津山市位置図



第2図 宮川門跡位置図

## 第2節 津山城の歴史（第3図）

慶長8（1603）年に森忠政は美作国18万6500石の国持ち大名となった。院庄にある構城跡などを城の候補地と検討した結果、吉井川と宮川が合流点を見下ろす小高い「鶴山」を候補地として選定し、慶長9（1604）年から築城に着手した。「鶴山」を「津山」と改め足かけ13年を経た元和2（1616）年一部未完成の箇所を残し築城工事は終了した。

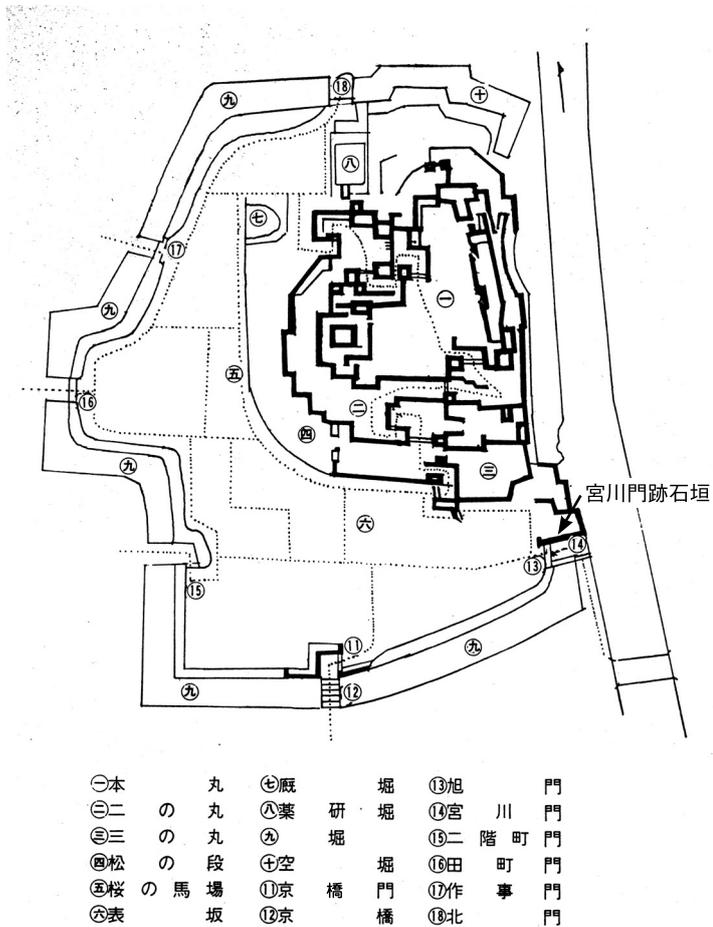
石垣の石材は、吉井川を挟んだ南岸の石山などから運ばれた。現在の石山寺周辺に石切場跡があり、この露岩には矢穴の跡が明瞭に残っており、市の史跡になっている。

津山城は小高い山を利用して、山頂を削り本丸を定め、これを取り囲むように二の丸、三の丸を輪郭式に配置している。天守は5層で、高さ22m屋根は破風飾りのない層塔型である。本丸には天守のほか櫓31、門15棟と内部に御殿があり、二の丸には櫓12、門7棟と御殿が、三の丸には櫓17、門11棟が並び建っていた。北側にある薬研堀と厩堀は山名氏の時の遺構とされる。

三の丸の南・西側にも曲輪を置き、その外側に土塁と堀がめぐっていた。堀には南側に東から宮川門、京橋門、西側に南から二階町門、田町門、作事門、北側に北門の6か所の門が設けられた。現在、堀は埋められ土塁は一部を残し削平されているが、一部水路として堀の名残を見ることができる。また、作事門の辺りは堀の形が現在の区画に良く残っている。大手口である京橋門の近くには土塁とそれに接続する虎口部分の石垣が一部残存し、当時の面影を偲ぶ事ができ、市指定の史跡となっている。堀幅は京橋門付近で約27mを測る。

城主は森氏が4代で断絶となり、その後松平氏が9代続き明治維新を迎えた。明治7（1874）～8（1875）年には石垣を残してすべての建物が取り壊された。その後、県有地となり明治33（1900）年、公園にするということで津山町に払い下げになり、鶴山公園が誕生した。現在のように桜が植樹された公園の姿になったのは、津山市議会議長をつとめた福井純一の功績が大きい。

昭和38（1963）年には本丸、二の丸、三の丸部分91,110㎡が国の史跡に指定された。史跡指定後は、昭和63（1988）年に『史跡津山城跡保存整備基本計画』が策定され、平成8（1996）年には第1回の史跡津山城跡整備委員会を開催して整備方針について協議をおこない、平成10（1998）年には『史跡津山城跡保存整備計画』を策定した。この整備計画の主な内容は、虎口通路整備、石垣修理、建造物復元などで、この計画にそって津山城築城400年の節目である、平成17（2005）年には備中櫓が復元された。その後、本丸天守曲輪の整備事業、七番門虎口の整備事業など現在もこの計画にそって事業を行っている。



第3図 津山城跡概略平面図（津山市史第3巻より、一部改変）

## 第2章 宮川門の概要

三の丸の外側にも堀と土塁がめぐり、曲輪が形成され6か所の門が設置されていた。宮川門は、その内南東側の宮川沿いに造られた門である。元禄10(1697)年頃の津山絵図(第4図上、『津山城資料編』P18)では、宮川口ノ門と表記され高麗門形式の門が描かれている。この門をくぐると、前面に石垣が見えてくる。さらに西側に曲がると前面に、櫓門形式の東口之門が描かれている。享保10(1725)年の津山御城絵図(同中、『津山城資料編』P28)では、前者を宮川外門、後者を宮川門、明治時代の津山城郭之図(同下、『津山城資料編II』P23下)では前者を宮川御門、後者を朝日御門と記す。津山市史(第3図)では、前者を宮川門、後者を旭門と呼ぶ。これら形式の違う二門で桁形虎口を形成している。一般に宮川門と言えば前者をさすようであるが、構造的にはこれら二門での機能を考えるべきである。

宮川門に関する文献資料では、国元日記の享保5(1720)年12月15日「宮川橋普請のため宮川御門通行止め」、宝暦13(1763)年3月16日「宮川御門修復工事開始」、同4月3日「宮川御門修復工事終了」などの記事がある(第1表参照)。

今回修理した石垣は、市史でいう宮川門の北側前面、旭門の北側に接続する石垣である。今回測量した石垣は現状で東西方向約53m、石垣天端までの高さは3.2m程である。東端で北に13m程折れ、現在上の屋敷地部分に入るための進入路がある。このため東端北側の石垣は埋められ、この道路の東側にも石垣が見られることから、これら石垣は元々一連のものであったと判断され、本来は宮川門をくぐると前面は石垣であった。ただ、現状ではこの石垣は、クランク状になっているが、ほとんどの城郭図では、一直線に描かれている(第4図参照)。クランク状に描かれている絵図が津山城郭図(参考資料P48右下・『津山城資料編』P35)、津山城図(同P47左下・『同II』P23下)である。これらは、いずれも明治時代のもので、数度の模写が繰り返され正確さが失ったものとされるが、現況に非常に近い絵図である。この石垣の積み直しを記した絵図があり、これは18世紀頃の津



第4図 宮川門絵図

山城絵図（参考資料 P49 左下・『津山城資料編』 P 20）である。絵図には「此所石垣損し別紙圖面之通」とあるが、別紙圖面が無いためどのように積み直したか定かではないが、おそらくこの時期以降に石垣が改変されたものと考えられる。

この石垣上の屋敷は、元禄 10（1697）年頃の美作国津山城之図（参考資料 P 47 左上、『津山城資料編』 P 26）や享保 10（1725）年の第 4 図中では、明屋敷（空き屋敷）と描かれ、享和元（1801）年頃の津山城郭図（同 P 47 左下、『津山城資料編 II』 P 23 上）では赤座主殿屋敷、明治時代の第 4 図下では赤座屋敷とある。また、18 世紀の津山城絵図（同左 P49 下、『津山城資料編』 P 20）では新御屋敷とも書かれている。

次に第 1 表の文献資料から見てみると、宝暦 10（1760）年の国元日記に「徳守神社の祭礼の練り物を藩主の子息らが赤座屋敷から見物する」とあり、少なくとも宝暦 10 年頃には赤座屋敷と呼ばれていた事がわかる。さらに天保 2（1831）年には新御屋敷と呼ばれている。

また祭礼記事としては、町奉行日記の天明 2（1782）年に 5 代藩主松平康哉が「赤座屋敷より徳守神社の祭礼の練り物を見物する。」とあり、赤座屋敷から藩主やその子息などが祭のたびに見物していることがわかる。その後も祭礼の記事はあり、勘定奉行日記の慶応 3（1867）年に「徳守神社の神輿を御前様（静）が新御屋敷で見物する。」とある。また、参考資料 P46 下の図面は、文化 14（1817）年のもので、「宮川口徳守宮祭礼御覧之図」で、赤座屋敷南側の様子を描いている。このように赤座屋敷（後に新御屋敷）が、藩主らの祭礼見物の場所であったことが判明している。

尚、古写真（参考資料 P49 右下）があり、中央下の門が第 3 図の旭門、その右が多門櫓でその下の石垣が今回修理をした石垣である。

#### [引用・参考文献]

津山市 1973 『津山市史第三卷近世 I』

津山市教育委員会 2000 『津山城資料編』

津山市教育委員会 2001 『津山城資料編 II』

津山市教育委員会 2002 『津山城資料編解説』

津山弥生の里文化財センター 2003 『年報弥生の里第 10 号』

津山市教育委員会 2007 『史跡津山城跡保存整備事業報告書 I』

文献については、乾貴子氏の調査による。

第1表 宮川御門・朝日御門・赤座屋敷（仁蔵屋敷・新御屋敷）略年表

| 年号  | 年   | 月   | 日    | 西暦   | 種別  | 出来事   | 出典   |
|-----|-----|-----|------|------|---|---|--|
| 享保  | 5年  | 12月 | 15日  | 1720 | その他                                       | 宮川大橋の普請のため、宮川御門の通行を禁止する                             | 『国元日記』   |
| 寛保  | 2年  | 2月  | 6日   | 1742 | 〃   | 京橋御門の普請のため、宮川御門の通行を許可する                             | 〃  |
| 宝暦  | 4年  | 9月  | 19日  | 1754 | 祭礼  | 徳守神社の練り物巡行を藩主の子息らが下御殿から見物する                         | 『町奉行日記』  |
|     |     | 8月  | 24日  | 1755 | その他                                       | 京橋の修復工事がはじまり、宮川御門の通行を許可する                           | 『国元日記』   |
|     | 10月 | 19日 | 〃    |      | 京橋の修復工事は終了するが、当分の間は宮川御門潜りの通行を許可する         | 〃   |  |
|     | 6年  | 4月  | 23日  | 1756 | 〃   | 仁蔵屋敷の外側の御城山で倒木を発見する                                 | 『町奉行日記』  |
|     |     | 〃   | 19日  | 〃    | 宮川御門の通行を当分の間は許可する                         | 『国元日記』  |  |
|     | 9年  | 5月  | 20日  | 1759 | 〃   | 宮川御門の通行を昼間に限り許可する                                   | 〃  |
|     |     |     | 〃    |      | 〃   | 〃   | 〃  |
|     | 10年 | 5月  | 23日  | 1760 | 〃   | 京橋御門の修復工事中、同門番人を宮川御門番として配置する                        | 〃  |
|     |     | 9月  | 19日  |      | 〃   | 徳守神社の祭礼の練り物を藩主の子息らが赤座屋敷から見物する                       | 〃  |
|     | 12年 | 9月  | 23日  | 1762 | 祭礼  | 徳守神社の祭礼の練り物が宮川御門より入り巡行する（去年と同様）                     | 『町奉行日記』  |
| 11月 |     | 24日 | その他  |      | 宮川御門の外側の石垣際に捨て子を発見する                      | 〃   |  |
| 13年 | 3月  | 16日 | 1763 | 〃    | 宮川御門の修復工事がはじまり、通行止めとなる                    | 『国元日記』  |  |
|     |     | 4月  |      | 3日   | 〃   | 宮川御門の修復工事が終了し、明日からの通行を許可する                          | 〃  |
| 明和  | 3年  | 2月  | 28日  | 1766 | 〃   | （このころ、宮川御門の付近に宮川仮橋を架けている）                           | 『町奉行日記』  |
|     |     | 5月  | 8日   |      | 〃   | 長賢（第5代藩主康哉の弟）が宮川御門より出て、河辺へ出かける                      | 〃  |
|     | 4年  | 9月  | 18日  | 1767 | 祭礼  | 徳守神社祭礼の練り物を長賢が赤座屋敷から見物する                            | 〃  |
|     |     | 〃   | 19日  |      | 〃   | 徳守神社の祭礼で巡行する剣鉾（上紺屋町）と屋台（鍛冶町・京町・坪井町・元魚町）が宮川御櫓の下に集合する | 〃  |
|     | 5年  | 9月  | 18日  | 1768 | 〃   | 徳守神社祭礼の宵宮につき、宮川御門ほか城内各所に番人を配備する                     | 〃  |
|     |     |     | 〃    |      | 19日                                       | 〃   | 徳守神社祭礼の練り物（上紺屋町の鉾と鍛冶町・京町・坪井町・元魚町の屋台）が、宮川御門に集合するよう命じられる |
|     | 6年  | 3月  | 18日  | 1769 | その他                                       | 御発駕につき、道中に立砂・手長桶等を用意する（宮川御門には手桶を2つ）                 | 『御作事日記』  |
|     |     |     | 7月   |      | 9日  | 〃   | 長賢が宮川御門より出て、林田町を通り、百間堤へ出かける                            |
|     | 7年  | 閏6月 | 17日  | 1770 | 〃   | 長賢が宮川御門より出て、林田町を通り、川狩りに出かける                         | 〃  |
|     |     |     | 28日  |      | 〃   | 長賢が宮川御門より出て、林田町を通り、砲術の見学に出かける                       | 〃  |
| 〃   |     |     | 晦日   |      | 〃   | 長賢が宮川御門より出て、林田町を通り、河辺へ遠乗りに出かける                      | 〃  |
| 〃   |     |     | 17日  |      | 〃   | 康哉が宮川御門より出て、大橋を通り、押入築場へ出かける                         | 〃  |
| 7年  | 12月 | 28日 | 1770 | 〃    | 長賢が宮川御門より出て、大橋を通り、林田百間土手へ出かける             | 〃   |  |
|     |     | 〃   |      | 11日  | 〃   | 赤座屋敷内にある藤八屋敷の塀が長さ3、4間ほどにわたって崩壊する                    | 〃  |
| 安永  | 7年  | 5月  | 1778 | 工事   | （このころ、仁蔵屋敷外圍の壁が大破したため、撤去して垣に改めている）        | 『勘定奉行日記』  |  |
|     | 9年  | 9月  | 3日   | 1780 | その他                                       | 康哉が宮川御門より出て、林田町を通り、加茂川へ出かける                         | 『町奉行日記』  |
| 18日 |     |     | 祭礼   |      | 徳守神社の祭礼の練り物を康哉が宮川御櫓から見物するための準備をする         | 〃   |  |
| 天明  | 2年  | 9月  | 1782 | 〃    | 徳守神社の祭礼があり、朝日御門が屋台（六町）に集合するよう命じられる        | 〃   |  |
|     |     |     |      | 〃    | 18日                                       | 〃   | 徳守神社の祭礼の練り物を康哉が宮川御櫓から見物するための準備をする                      |
| 寛政  | 4年  | 9月  | 1792 | 〃    | 康哉が赤座屋敷より徳守神社の祭礼の練り物を見物する                 | 〃   |  |
|     |     |     |      | 〃    | 18日                                       | 〃   | 康哉が赤座屋敷から徳守神社の祭礼の練り物を見物するための準備をする（天明2年と同様）             |
|     | 9年  | 閏7月 | 23日  | 1797 | その他                                       | 京町御門修復につき、二階町御門と朝日御門の通行を許可する                        | 〃  |
|     |     |     | 13日  |      | 工事  | 朝日御門番所の杉皮庇を修繕する                                     | 『勘定奉行日記』   |
|     |     | 23日 | 〃    |      | 藩主（康父）の初入国を前に、朝日御門・京町御門・二階町御門脇の御堀の壁の修繕をする | 『町奉行日記』   |  |
|     |     | 〃   | 3日   |      | 〃   | 赤座屋敷塀覆（修繕費71匁余）・宮川御門内東方塀覆（修繕費76匁余）を修繕する             | 『勘定奉行日記』   |
|     | 10年 | 9月  | 18日  | 1798 | 〃   | 仁蔵屋敷塀覆・ぬノ字櫓を修繕する（修繕費648匁余）                          | 〃  |
|     |     |     | 〃    |      | 〃   | 〃   | 〃  |
|     | 10年 | 3月  | 7日   | 1798 | その他                                       | 狂女が宮川御門から城内に侵入しようとする事件が起きる                          | 『町奉行日記』  |
|     |     |     | 〃    |      | 18日                                       | 〃   | 京町御門の工事がほぼ終わり、宮川御門の通行を禁止する                             |
| 11年 | 11月 | 8日  | 1799 | 〃    | （このころ、宮川大橋が架替工事中のため、仮設橋を朝日御門付近に設けている）     | 〃   |  |
|     |     | 〃   |      | 〃    | 〃   | 〃   |  |
|     | 6月  | 28日 |      | 〃    | 宮川御門と大番所との間の辺りで、行き倒れの旅人を保護する              | 〃   |  |
|     |     | 〃   |      | 28日  | 工事  | 朝日御門の屋根を葺き替える                                       | 『勘定奉行日記』   |
| 12年 | 閏4月 | 28日 | 1800 | その他  | （このころ、赤座屋敷で儒学講釈をおこなっている）                  | 『町奉行日記』   |  |
|     |     | 〃   |      | 〃    | 〃   | 〃   |  |
| 享和  | 元年  | 3月  | 1801 | 〃    | 赤座屋敷・仁蔵屋敷付近にいた狂人が、仁蔵屋敷より城内へ侵入する事件が起きる     | 〃   |  |
|     |     | 〃   |      | 28日  | 工事  | 仁蔵屋敷外圍の垣を壁に復元する（安永7年5月に壁が大破した後、垣になっていた）             | 『勘定奉行日記』   |
|     | 〃   | 8月  | 19日  | 〃    | 宮川御門と朝日御門の間にある長さ14間半・高さ6尺5寸の石垣が洪水により損壊する  | 『津山城郭図』   |  |
| 2年  | 2月  | 8日  | 1802 | その他  | 京橋御門の普請を開始し、工事期間中は朝日御門を通行することを認めることにする    | 〃   |  |
|     |     | 〃   |      | 25日  | 工事  | 朝日御門東の御堀端の石垣の普請が終了する（京橋の普請も同時に終えている）                | 〃  |
| 文政  | 12年 | 5月  | 1829 | 〃    | 宮川御門内の武者溜りにある古井戸の井戸替を行う                   | 『勘定奉行日記』  |  |
| 天保  | 2年  | 10月 | 3日   | 1831 | 〃   | 新御屋敷石垣と朝日御門との間に雨除け用の片流れの屋根を設置する                     | 〃  |
|     | 10年 | 9月  | 20日  | 1839 | 祭礼  | 宮川御門と北門を徳守宮祭礼のだんじりや俄芸が巡行する                          | 〃  |
| 嘉永  | 7年  | 正月  | 8日   | 1854 | 工事  | 硝石製薬場の建設を仁蔵屋敷・新御屋敷・いノ字櫓に計画する                        | 〃  |
|     |     |     | 〃    |      | 13日                                       | 〃   | 硝石製薬場の建設が決定する  |

|    |    |     |      |      |  |  |           |
|----|----|-----|------|------|--|--|-----------|
| 弘化 | 4年 | 10月 | 3日   | 1847 | 〃  | 朝日御門外壁・宮川御門戸の修理と、同所東方扉覆2間の建替、同所西方袖扉覆腰板の打替をする | 『勘定奉行日記』  |
| 安政 | 2年 | 12月 | 29日  | 1855 | その他                                      | 宮川御門の門松を廃止する                                 | 〃         |
| 文久 | 元年 | 8月  | 13日  | 1861 | 工事                                       | 新御屋敷の長局が大破したため、取り壊す                          | 〃         |
| 慶応 | 2年 | 5月  | 15日  | 1866 | その他                                      | 下御殿・仁蔵屋敷・稽古場・紙細工屋敷等に梅・桐を植樹することが計画される         | 〃         |
|    |    | 10月 | 27日  |      | 〃  | 梅・桐の植樹が決定する                                  | 〃         |
|    | 3年 | 9月  | 15日  | 1867 | 祭礼                                       | 徳守神社の神輿（宮川御門と二階町御門を通行）を御前様（静）が新御屋敷で見物する      | 〃         |
|    | 4年 | 正月  | 10日  | 1868 | その他                                      | （このころ、新御屋敷南長屋を小荷駄方が度々用いている）                  | 〃         |
| 8月 |    | 8日  | 〃    |      | 新御屋敷に康倫（第12代藩主慶倫養子、同12日家督）が入居、「新御殿」と改称する | 〃  |           |
| 明治 | 2年 | 6月  | 18日  | 1869 | 〃  | 版籍奉還となる                                      |           |
|    | 5年 | 6月  | 5日   | 1872 | 〃  | 明治5年5月17日大蔵省第八十号布達により、北条県より城郭売却の布告が出される      | 『津山城廃毀始末』 |
|    | 6年 | 正月  | 14日  | 1873 | 〃  | 廃城令（太政官達書）が出される                              |           |
|    |    | 10月 | 25日  |      | 〃  | 北条県より津山城払い下げの入札の布告が出される                      | 『津山城廃毀始末』 |
|    |    | 11月 | 15日  |      | 〃  | 津山城が落札される                                    | 〃         |
| 8年 | 3月 |     | 1875 | 〃    | 津山城の取毀しをすべて終える                           | 〃  |           |

## 第3章 整備事業の経過

### 第1節 事業に至る経過

宮川門跡石垣は、史跡指定地外であるが築城当時の石垣が残存する数少ない遺構の一つである。この石垣が経年劣化等の結果、石垣に孕みが生じ、かなり危険な状態になっていた（第5図）。石垣の直下を歩道や市道が通り、積み直す必然性が生じていたものの、史跡指定地外ということで事業をおこなうための補助メニューもなく、中々事業化されていなかった。



第5図 石垣の変形状況

そんな中津山市では、「津山市歴史的風致維持向上計画」を策定し、平成21年に国の認定をうける事となった。その計画の中で、津山城を中心とした城下町を重点区域に設定し、歴史的風致維持向上の

ための必要な事項を定めている。前述したように宮川門石垣上部の赤座屋敷の一角から藩主が祭りを見物しており、現在もこの石垣の前を津山祭りのだんじりが通るといった歴史的風致が認められる。このため、歴史的風致を維持するためには石垣自体を保存していく事が必要と考え、この石垣を歴史的風致形成建造物の指定候補（指定第1号）とし、石垣の修理・復元をおこなう宮川門跡地整備事業も計画の中にとり上げられた。また、この事業が市の第4次総合計画の平成22～23年度主要事業に位置付けられた事により、ようやく本事業が本格的に動き出した。

### 第2節 事業の経過

工事は津山市の直営とし、平成22年度に石垣の測量及び実施設計をおこない、平成23年度には石垣解体工事に着手した。工事の施工管理は、津山市教育委員会直営で実施した。

#### 1 事業実施体制

##### 平成22年度

##### 津山市教育委員会

|         |      |
|---------|------|
| 教育長     | 田村芳倫 |
| 教育次長    | 今井元子 |
| 文化財課 課長 | 行田裕美 |
| 係長      | 小郷利幸 |
| 主査      | 森山誠二 |
| 主査      | 仁木康治 |

【石垣測量】 西部技術コンサルタント株式会社

【実施設計】 株式会社文化財保存計画協会

【物件補償算定】 株式会社なんば技研

##### 平成23年度

##### 津山市教育委員会

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 教育長    | 田村芳倫                   |
| 生涯学習部長 | 行田裕美（平成23年度から生涯学習部となる） |

文化課 課長 赤松直人（平成23年度から文化課となる）  
 主幹 小郷利幸  
 主査 仁木康治  
 主査 安藤憲彦

【工事請負者】 和田石材建設株式会社

【下層石垣測量】 株式会社シディック

## 2 事業費

事業に要する経費は、国土交通省の補助金を受けている。補助率は、補助対象経費の2分の1である。なお、事業費明細は以下のとおりである。

### 歳入

| 年 度    | 国庫補助金       | 市負担分        | 合 計         |
|--------|-------------|-------------|-------------|
| 平成22年度 | 2,166,000円  | 2,166,890円  | 4,332,890円  |
| 平成23年度 | 15,000,000円 | 15,228,550円 | 30,228,550円 |
| 合 計    | 17,166,000円 | 17,395,440円 | 34,561,440円 |

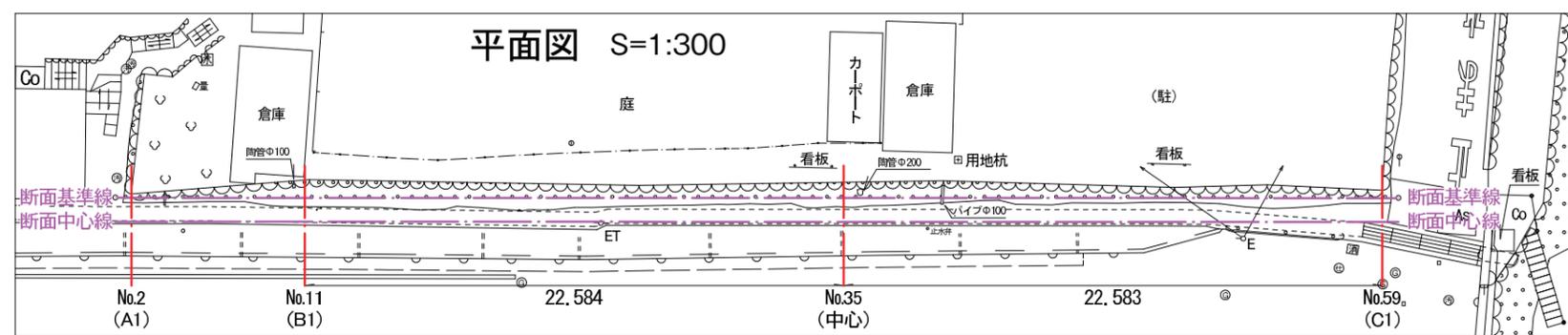
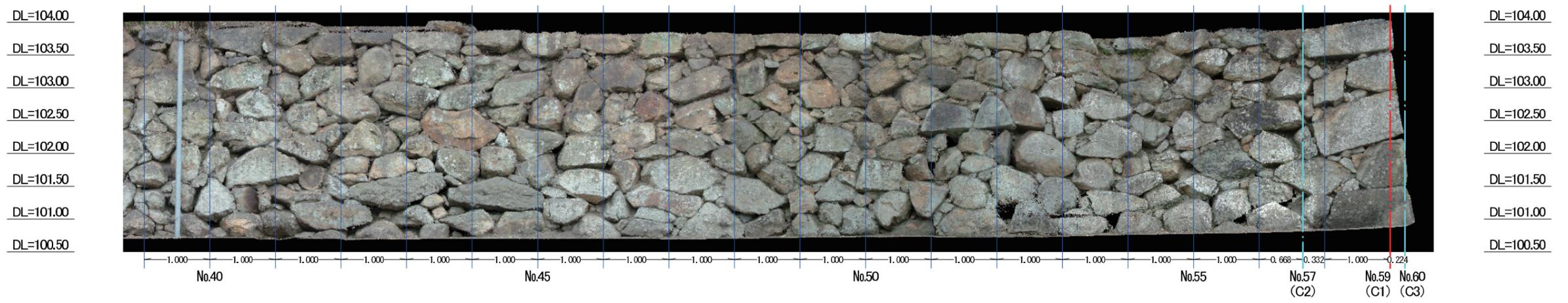
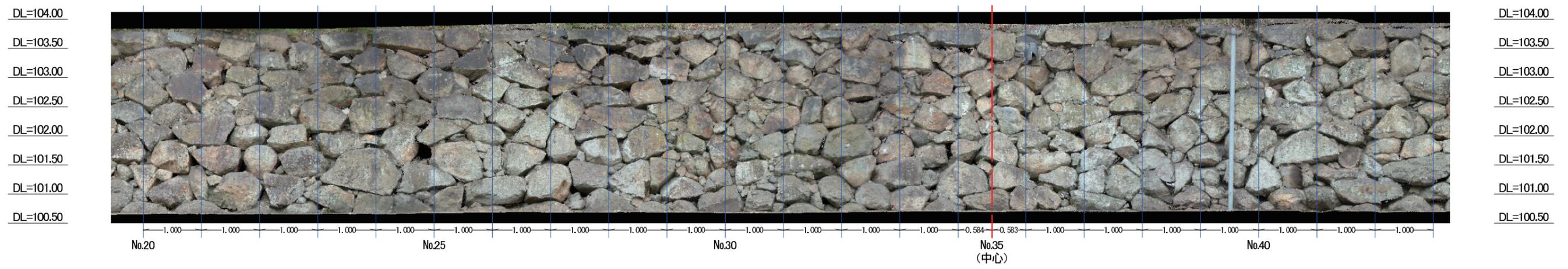
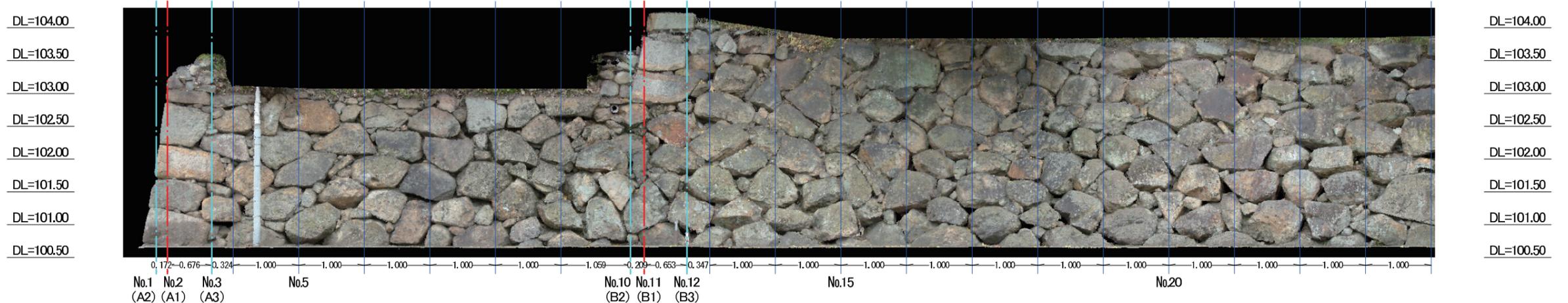
### 歳出

| 費 目        | 平成22年度     | 平成23年度      |
|------------|------------|-------------|
| 石垣測量委託     | 640,500円   | 343,350円    |
| 物件調査委託     | 99,750円    |             |
| 実施設計図書作成委託 | 3,538,500円 |             |
| 石垣修理指導旅費   | 54,140円    |             |
| 石垣修復工事     |            | 27,253,800円 |
| 物件補償費      |            | 2,493,000円  |
| 報告書印刷      |            | 138,400円    |
| 合 計        | 4,332,890円 | 30,228,550円 |

尚、事業を実施するにあたり、掘削範囲の土地の所有者である下記の方々にお世話になりました。記して厚く御礼申し上げます。（敬称略）

佐藤敬子 原田浩治 和田潤司

津山城跡宮川門  
石垣測量業務委託  
オルソ立面図  
S=1:70



|       |                      |      |       |
|-------|----------------------|------|-------|
| 業務名   | 津山城跡宮川門石垣測量業務委託      |      |       |
| 図面名   | オルソ立面図               |      |       |
| 計測年月日 | 平成22年11月16～17日、12月1日 |      |       |
| 縮尺    | 1:70                 | 図面番号 | 14/14 |
| 作業機関  | 西部技術コンサルタント株式会社      |      |       |
| 計画機関  | 津山市教育委員会             |      |       |

第6図 宮川門跡石垣平面図・立面図

## 第4章 工事の概要

### 第1節 3次元測量と実施設計

#### 1 3次元測量（第6図）

石垣の解体修理に伴い、3次元のレーザー測量により、解体前の石垣の平面図・立面図・断面図を作成した。事業は平成22年度に実施し、西部技術コンサルタント株式会社がおこなった。

平面図は縮尺1/200、立面図は1/50、断面図は1/25で作成した。

#### 2 実施設計

石垣の3次元測量成果をもとに、実施設計をおこなった。事業は、平成22年度に株式会社文化財保存計画協会が作成した。特記仕様書は以下のとおり。

#### 特記仕様書（抜粋）

##### （1）共通事項

###### ・総 則

この仕様書は概要を示すものであって、記載外の事項または疑義を生じた場合は、すべて監督員の指示に従う。なお、実施にあたっては必要に応じ、更に詳細な実施仕様を定めて施工する。（以下省略）

###### ・目 的

本工事は文化財保存を目的としたものであるから、請負者は各工事の担当者に対しても十分その意義を理解せしめ、誠実かつよりよい保存が行われるよう留意して工事の施工を行うものとする。（以下省略）

###### ・工事写真及び記録写真

監督員の指示に基づいて定点観測ポイントを設置し、日々の記録写真を撮影する事、尚石垣面1個所に付き1個所以上。及び工事に伴う写真全般・石垣解体前、解体中、解体後の石垣各側面毎に詳細な写真撮影を行い、工事アルバム及びCD-Rに整理の上提出する事。

##### （2）切土工事

###### ①一般事項

- 1) 本仕様書は、表土除去工、埋戻し土除去工、切土工に適用する。
- 2) 切土作業は、監督員の指示を受け、慎重かつ丁寧に行う。
- 3) 切土作業中、土中に遺物等を発見した場合は、直ちに作業を中止し、監督員に報告し、その指示を受けるものとする。
- 4) 切土作業に当たっては、必要に応じ、当市文化課の調査・記録の採取作業を伴う、又十分に遺構の破壊防止に留意する必要があるので、切土作業従事者は重機運転者などの特殊作業員を含め、文化課と十分に協議を行い、その任にあたらせる事。

###### ②解体土工

- 1) 表土除去及び背面土除去は、鍬などの小器材を使用し、人力により遺構面または指定面まで慎重かつ丁寧にすき取り除去を行う。（以下省略）
- 2) 表土の処理 表層腐植土及びコンクリートガラは指定先処分として監督員の指示による。
- 3) 切土の処理 不良土以外は場内指定場所に保管し修復整備に再利用を行う、不良土は指定地処分とし監督員の指示による。

##### （3）盛土工事

###### ①一般事項

- 1) 本仕様は、遺構保存盛土工、整備盛土工に適用する。
- 2) 監督員は施工設備に欠陥を生じた場合及び気象天候の状況が不相当と判断される場合、作業中止及び延期を命ずることがある。
- 3) 施行者は盛土箇所に持ち込まれた材料でも監督員が不相当と認めるものは、使用しない。
- 4) 盛土工の途中または完了後降雨の予想されるときは、ローラー等を用いて表面を滑らかにし、仮設排水・シート養生等雨水の侵入防止策を講じ、適切な処置を行わなければならない。
- 5) 盛土に使用する材料は、改良試験を行い現況地盤以上の強度を確保できる添加量を算出したうえで、現地発生土に所定の量の生石灰を混合攪拌したものを使用する。尚、現地盤強度  $q_c = 1500\text{KN/m}^2$  と想定し、 $1\text{ m}^3$  当たりの生石灰混合量を  $60\text{kg}$  とする。又現地盤強度及び配合試験は監督員と協議する事。
- 6) 生石灰の取扱いには十分注意し、作業従事者は安全対策を図る事。(以下省略)

#### ②締固め転圧

- 1) 締固めは、人力、タンパ、などで入念に転圧し、締固めなければならない。
- 2) すでに締固めた層の表面が乾燥している場合には撒水し、最適含水付近にする。監督員が必要と認める場合においては、部分的締直し等のさらなる処置を行うものとする。
- 3) すでに締固めた層の表面が過度に湿潤な場合には、これを取り除くか、適当な方法により基準値の範囲まで含水比を低下させ、必要であればこの部分を絞直す。(以下省略)
- 4) 締固められた層で、材料運搬の小車その他の車両のわだちが集中し、過転圧や攪拌になった部分はかきおこし、締直すものとする。
- 5) 転圧面は、 $20\text{cm}$ 以上重複するように行き、かつ出来るだけ直線上に行う。

| 用 土        | 仕上厚            | 転圧機種                                      | 転圧回数 |
|------------|----------------|---|------|
| 礫質土もしくは粘性土 | $200\text{mm}$ | タンパ、振動ローラー ( $0.5 \sim 0.6\text{ t}$ ) など | 5回以上 |

- 6) 用土の粒度分布は、粒度試験結果及び監督員の指示による。遺構面に近い所の転圧は、人力、ピブラーで行うものとする。

#### (4) 石垣解体工事

##### ①石垣解体工

- 1) 石垣解体は、石垣修復にあたる石工が、その作業に主となって従事するものとする。
- 2) 石垣の作業にあたる石工は、石垣解体前にその石垣の表面特性等を調査し、監督員に報告を行う事。
- 3) 破損の著しい石材は、解体前に型取り(プラスチック版等で)、石材寸法等を石材カルテを作成し記録を行う事。
- 4) 石垣の石材解体は、監督員の指示に従い、番号付・合墨・記録写真を撮影する。また、積石に囲まれた間詰め石は、隣接する積石の石材番号を土のう袋等に記入し、分別集積を行う事。
- 5) 石材は解体作業時、移動時、破損のなきよう注意し、かつ適宜養生を施し、重機、機械などによる石材の吊り上げ、下ろしは、ナイロンベルトを使用、もしくは、ワイヤーロープ使用の場合は、石材に保護の当て材を用いるものとする。
- 6) 解体した石材は厳重な管理下の仮置場にて保管する。(以下省略)
- 7) 解体し、仮置場に保管する石材は、石垣面・役石等別に、番号(石材カルテと一致)を確認出来るように整然と並べる事。(以下省略)

#### (5) 採取石材及び新補石材工

##### ①方 針

- 1) 石垣復原に使用する石材は、解体石材及び切土内より採取した石材と新補材を石垣材(石垣石、裏込石)として使用する。

##### ②採取石材

- 1) 場内より切土、掘削した土中より選別して可能な限り石垣材、裏込材、介石として使用、転用する。
- 2) 採取、選別した石材は、石垣用石材と裏込及び詰石などに分け保管する。

③新補石材 存石垣破損石材等（石材カルテ記載物）

- 1) 新補石材は、凝灰岩の材種とする。
- 2) 石垣用石材は野面石・割石の物とし、産地は津山市周辺にて産出する石材及び、既存石垣破損石材等（石材カルテ記載物）の再利用（監督員の承認事項）とする。
- 3) 積石に使用する石材は、石垣の高さ・位置・箇所により、一般用積石材、腰石垣用積石材、切石材に分けその利用場所については設計書を参照する。
- 4) 石垣用石材は、野面積は自然肌・打込みはぎは割肌を用い笠石、角石、積石に使用する。（以下省略）
- 5) 寸法

| 部 材  | 巾         | 高         | 奥 行     |
|------|-----------|-----------|---------|
| 石積石材 | 450～900mm | 450～800mm | 850mm以上 |

- 6) 原則新補石材（購入石）の採用は、石材カルテに記載されている内容にて補えない石材に限定する。その他詳細は監督員の指示による。

④運搬、保管

- 1) 新補石材として搬入した石材は、監督員検収の上、合格したもの以外は、すみやかに場外へ搬出する。

(6) 石垣工事

①一般事項

- 1) 本仕様は石垣工、石材加工、新補材採取工に適用する。
- 2) 今回の石垣工事においては、施工の目的も当時の石垣形態及び景観を復元するものであり、可能な限り当初の石組を復原するものである。したがって石材加工などには十分に留意する事。
- 3) 原石積は野面積と打ち込はぎと言われる石積構造で、割石を使用した空積とし、詰石または合端をあわせて隙間を生じないように積石を施し積むものとする。（以下省略）
- 4) 石垣施工に当たっては、事前に石積姿図及び石垣修復施工図（展開図・断面図等）を提出し、監督員の承認を得る事。

②石垣

②-1 施工技術者

- 1) 石垣の作業従事者は、割石等の野面・打ち込はぎでの空積み経験豊富な石工が主となって行うものとする。（国史跡石垣修理経験者）
- 2) 石工は、業務経歴等を記した技術経歴書を監督員に提出し、また必要に応じその石工の施した石積を实地検分した上で監督員の承認を受けた技術者でなければならない。
- 3) 石工については、城郭石積の経験があるものとする。

②-2 工法

- 1) 石垣は、解体工事の際の石垣を基にして、施工要領書を作成し監督員の承認を得る事。尚築造当初の石垣に復原するよう十分留意して施工する事。
- 2) 旧石材の加工は原則として行ってはならない。
- 3) 石垣は詰石、胴飼い、とも石等を配置し、安定を十分に図って施工する。石材のすり合わせに玄能等を用いて加工を施すのは小口面では行ってはならない。ただし、胴部等のすり合わせ上、加工を施す場合は監督員の承認を得て必要最小限の範囲で行う事。
- 4) 工法・石組…構造：空積、石材：野面及び割石、石積：布積くずし及び整層積とする。

②-3 箇所

- 1) 石積箇所による構造は次の通りとする。解体積直し箇所（空積）…津山城跡宮川門石垣

③石垣復原工

- 1) 石材は野面石・割石材（既存及び新補材）を使用し、可能な限り当初の積方仕様に復元するものとする。
- 2) 石垣は、その前面及び必要に応じて裏込背面等に復原形状に合致した遺形を設置し、監督員の承認を受け施工に着手するものとする。

④裏込工

- 1) 石垣の裏込仕様については各箇所の石垣断面を参照する。
- 2) 裏込はグリ石または裏込用締固によって入念に締固を行う。
- 3) グリ石は現場発生材を再利用し、不足が生じた場合割栗石 100～150を標準として混入する。栗空隙部においては、単粒度碎石4号（目潰し用）を詰込み締固を行う事。尚産地は津山市周辺にて産出する硬質砂岩石材及び、既存石垣破損石材等（石材カルテ記載物）の再利用（監督員の承認事項）とする。
- 4) 裏込施工前に、現況の裏込厚、粒度、粒形を確認記録すること。

⑤仮設工

- 1) 車道に設置する仮囲いの設置にあたり、通行の妨げにならない時間帯を選び作業を行う事、設置作業中及び資材運搬時には必ず交通誘導員を配し、通行者への安全を図る事。

⑥撤去・復旧工

- 1) 撤去・復旧物は特に言及しない物については撤去資材にて復旧を行う。
- 2) 石垣前面のコンクリート舗装撤去復旧に際しては、作業時に石垣接合部を傷つけぬよう留意する事。なお復旧時にはコンクリートの石垣内部への流入を防ぐため、路盤紙をとりつき部に敷設する事。
- 3) その他対象物でない物に付いても、撤去復旧対応が必要とされる場合は監督員の指示を仰ぐ事。

## 第2節 整備工事

### 1 修理方針

宮川門跡石垣は、経年変化等により全体的に歪が著しいが、中でも大きく孕んでいる西側部分（L = 20 m）の石垣を積み直すこととした（第8図）。なお、裏込め部分の状況は、既設の工作物があったため、事前に確認できていないが、安全面を考え掘削範囲は最小限にとどめた。

積み直す石垣の勾配は測量の結果天端石を除いて1:0215及び1:01851となり、天端石は1:0033であった。これを基に第9図の標準断面図を作成している。

### 2 作業工程

作業工程は、特記仕様書に基づき現場作業フロー図（第7図）を作成し、工程表（第10図）を示している。

#### (1) 石垣解体前の準備（準備工・仮設工）

石垣上に樹木やフェンス、倉庫などがあったため、これらを撤去し（第12図④）、さらに作業場所が市道に面していたので、道の片側に仮囲いと仮歩道を設置し（同⑤）、片側交互通行規制とした。また、根石部分全面には側溝等があったので、根石を傷つけないよう注意してこれを取り除いた（第14図⑥・⑦）。事前に基本測量をおこない、石垣に1㎡のメッシュを墨付けし石面に石番をつけた（第12図③・⑥、第11図左）。石材については、外観を観察しカードに記録し石材調査書（第17図・第2表）を作成した。

#### (2) 石垣解体（石垣解体工）

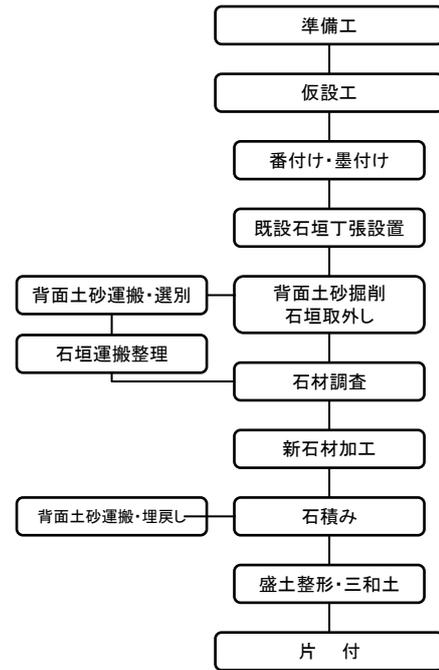
上部に電線等があり石の移設がかなり困難であったが、4.9tクローラクレーン、トラッククレーン併用で、単管足場を移動させながら石を撤去した（第13図⑤）。クレーンで吊られた石材は、写真撮影、計測（同⑦・⑧）をおこない清掃して、仮置きヤード（津山城跡北側の鶴山球技場の一角、第15図①・②）に運び、石材には石番がわかるように新たに裏側などに石番を付け、整理して置いた。なお、石材が破損していて、補充石が必要な場所については、粗方の型をベニヤ等で取っておいた（第12図⑧）。裏込めは小型の重機で掘削し（第13図①）、人力で栗石と土とに分けて（同④・⑥、第14図②）、仮置きヤードに運んだ（第13図③）。9段目から上部はすべて解体した。

#### (3) 石垣復旧（石垣修復工）

根石の状態を確認し、復元勾配の丁張を検討して9段目の何石かは内側にずらすことになった（第15図③・⑤）。仮置きヤードから石材を運び撤去前の写真、メッシュの墨を検討しながら丁張にあわせて石を積んでいった（同⑥）。1段積み終わると、裏込めの中1.5mまでは栗石と碎石で転圧しその外側は改良土で締固めていった（第16図①～⑥）。順次石垣を復旧し裏込めの埋設をおこない最後に天端石で整形して石垣復旧作業は終了した。なお、ほとんどの石は、元通りの位置に復旧したが、石番の1～4は、この部分に埋設物があり当初から動いているものである事が判明したため、復旧時に天端ラインを揃えるため位置を移動させた（第11図参照）。新材に替えた石が15石（石番5・93・122・132・138・147・154・172・188・233・247・252・271・274・282）あり、仮置きヤードで加工した（第15図⑦）。破損しても使用可能な石は接着して使用した（同⑧石番184）。

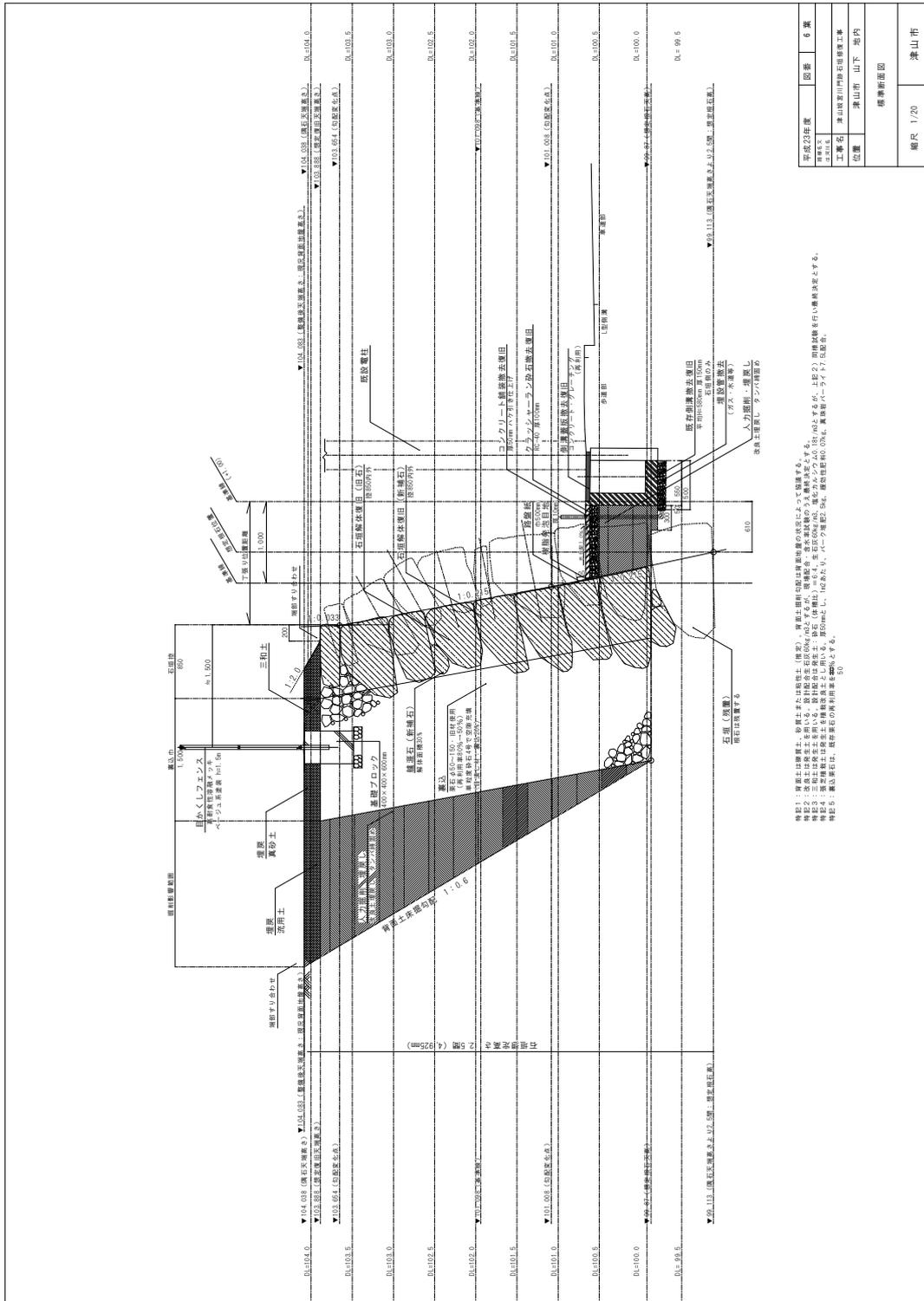
#### (4) 盛土等

石垣の上には元々後世の盛土が存在していた。盛土用の丁張を設定して、真砂土や生石灰を混ぜた三和土を仮置きヤードで作製、運搬して盛土とした（第16図⑦）。解体前にあったフェンスやブロック塀があった



第7図 現場作業フロー図



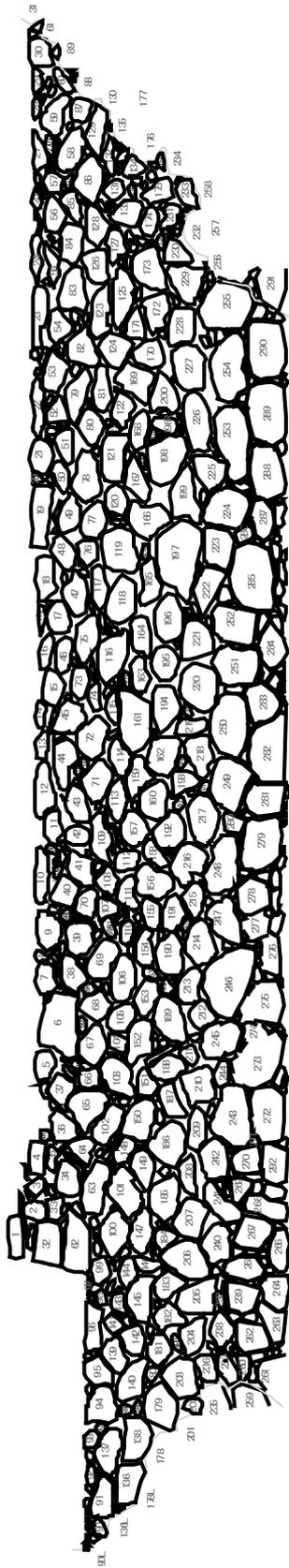


|         |                 |     |
|---------|-----------------|-----|
| 平成23年度  | 図番              | 6 概 |
| 事業名     | 山形県山形市山形市街地整備事業 |     |
| 工事名     | 山形市 山下一地内       |     |
| 位置      | 山形市 山下一地内       |     |
| 標準断面図   |                 |     |
| 縮尺 1/20 |                 |     |
| 山形市     |                 |     |

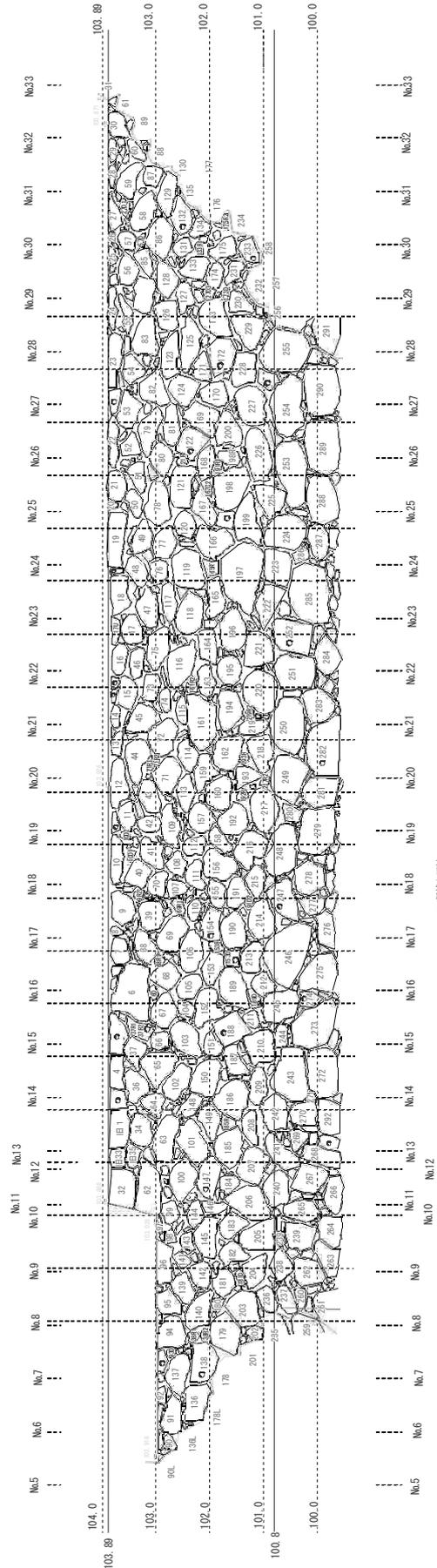
特記1: 構造土は、構造土(砕石)・構造土(砕石)・構造土(砕石)のいずれかによって構成する。  
 特記2: 構造土は、構造土(砕石)・構造土(砕石)・構造土(砕石)のいずれかによって構成する。  
 特記3: 構造土は、構造土(砕石)・構造土(砕石)・構造土(砕石)のいずれかによって構成する。  
 特記4: 構造土は、構造土(砕石)・構造土(砕石)・構造土(砕石)のいずれかによって構成する。  
 特記5: 構造土は、構造土(砕石)・構造土(砕石)・構造土(砕石)のいずれかによって構成する。

第9図 標準断面図 (S=1:80)





修理前



完成図

第 11 图 石材番付図



石垣解体前全景（南西より）



石垣解体前全景（南東より）



石番付



樹木の伐採



仮囲いの設置



石番状況



仮丁張り状況



石型取り状況

第 12 図 工事写真 (1)



1 段階目掘削状況



西側石垣番号付け



1 段階目栗石運搬状況



栗石撤去状況



1 段階目石垣撤去状況



栗石運搬状況



石番 32 の寸法付け



石番 32 の寸法付け



掘削状況



掘削状況



7 段目栗石幅



遺物出土状況 (石番 221 後方)



石垣天端より 2.35 m 下の状況



側溝解体状況



側溝解体状況



8 段目以下墨付け



解体石の仮置き場



栗石等の仮置き場



丁張り完了



9段目掘削状況



9段目復元状況



石垣復元状況



新補石材加工状況



破損築石接着状況 (石番 184)



裏込め栗石状況（6段目）



6段目完了



石垣復元状況（2段目）



改良土埋め戻し状況（2段目）



改良土埋め戻し状況



天端裏込め状況



三和土盛土状況



盛土完成状況

石材カード 2011年度津山城宮川門石垣

|  |                                |   |                     |                 |                                     |                              |   |     |
|--|--------------------------------|---|---------------------|-----------------|-------------------------------------|------------------------------|---|-----|
|  |                                | 整理番号                                    | 1                   |                 |                                     |                              |   |     |
| 石材番号   | 28 -                           |   | 記入者                 | 岡崎 山内           |                                     |                              |   |     |
| 撤去日  | 2011年 10月13日                   |   | 天候                  |                 |                                     |                              |   |     |
| 位置   | 面 1 段目                         |   |                     |                 |                                     |                              |   |     |
| ①石材種類  | 花崗岩                            |   |                     |                 | 砂岩                                  |                              |   |     |
|  | 産地                             | <input checked="" type="checkbox"/> 凝灰岩 |                     |                 |                                     | その他 [ ]                      |   |     |
| ②配石状況  | 角石部                            | 角石 [ 自然石 加工石 ]                          |                     |                 | 角脇石                                 | <input type="checkbox"/> 天端石 |   |     |
|  | 築石部                            | 築石                                      | 根石                  | 間詰石             | (高さ調整石)                             | その他 [ ]                      |   |     |
| ③計測値   |                                |   |                     | ④加工状況           |                                     |                              |   |     |
| 表面縦長   | 190 mm                         | 表面横長                                    | 340 mm              | 野面              | <input type="checkbox"/> 割石 [ 粗 精 ] |                              |   |     |
| 裏面縦長   | 60 mm                          | 裏面横長                                    | 200 mm              |                 | <input type="checkbox"/> 加工 [ 粗 精 ] |                              |   |     |
| 控え長  | 440 mm                         | 重量                                      | 0.05 t              | ⑤形状             |                                     |                              |   |     |
|  |                                | 体積                                      | 0.01 m <sup>3</sup> | 縦               | <input type="checkbox"/> 横          | 逆さ                           | 鏡 | 落とし |
| ⑥矢穴形状  | 有 <input type="checkbox"/> 無   | 箇所                                      | 表                   | 裏               | 上                                   | 下                            | 右 | 左   |
| ⑦刻印  | 有 <input type="checkbox"/> 無   | 箇所                                      | 表                   | 裏               | 上                                   | 下                            | 右 | 左   |
| ⑧墨書  | 有 <input type="checkbox"/> 無   |   | 表                   | 裏               | 上                                   | 下                            | 右 | 左   |
| その他  |                                |   |                     |                 |                                     |                              |   |     |
| ⑨個体写真(足りない場合は裏に添付する)   |                                |   |                     |                 |                                     |                              |   |     |
|  |                                |   |                     |                 |                                     |                              |   |     |
| 石材利用判別   | <input type="checkbox"/> 可     | <input type="checkbox"/> 否              | 要検討                 | (修正の場合は朱書きをする。) |                                     |                              |   |     |
| 破損区分   | <input type="checkbox"/> 破損なし  | 多少きずあり                                  |                     | 一部破損            | 大きく破損                               |                              |   |     |
| 再利用区分  | <input type="checkbox"/> 現状再利用 | 加工して再利用                                 | 転用                  | 詰石に転用           | 栗石に転用                               |                              |   |     |
| 打音確認   | <input type="checkbox"/> 正常    | 一部異常                                    | 異常                  | 転用先             |                                     |                              |   |     |
| 備考   |                                |   |                     |                 |                                     |                              |   |     |

第17図 石材カード













位置に設置し（同⑧）、道路面の側溝も元に復旧し、仮囲いを外して工事が終了した。

### 第3節 石材調書

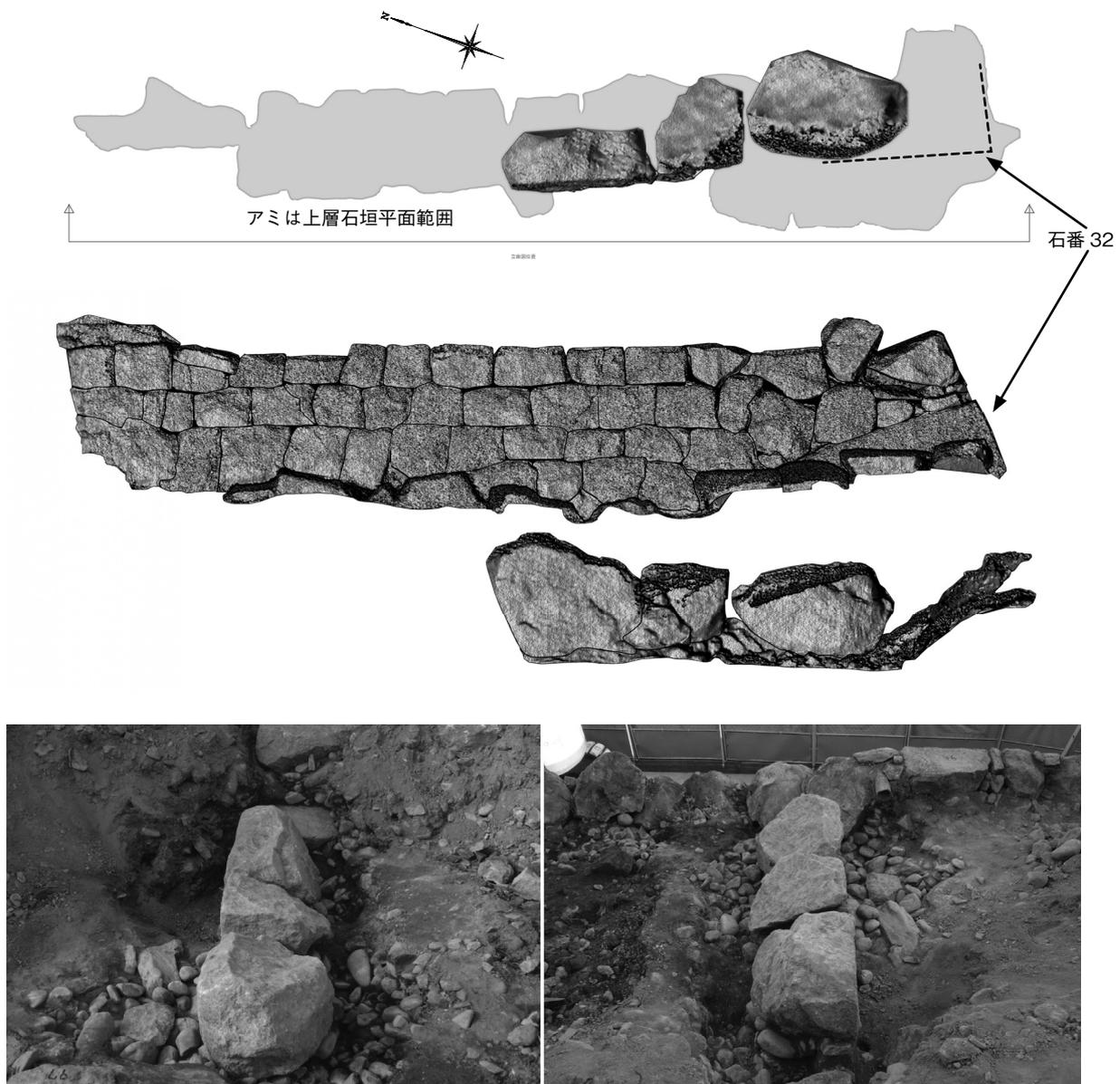
解体した石材については、破損等の状況、計測等をおこない石材カードを作成し修理記録とした。第17図はその見本で、第2表は石材の一覧表である。

### 第4節 下層石垣の調査及び出土遺物

#### 1 下層石垣

天端石の石番32の西側で2石分程1段低くなっている。ちょうどこの境が土地の境でもあり石番32の続きに新しい石垣が積まれている。この新しい石垣も今回一部取り除いて石垣の修復作業を実施した。これら石垣の解体作業の途中で、下層石垣がでてきた。このため作業を一時中断して、調査をおこなった。<sup>(註1)</sup>

石は1段分で3石あり、西側の面を整形して揃えている。とりあえず人力で石を精査して写真撮影と3次



下層石垣（南から）

下層石垣（北から）

第18図 下層石垣平面・立面陰影図（S=1:40）

元測量による図化をおこなった。

第18図は陰影図の平面・断面図である。いずれも解体前の図面に下層石垣の図面を合成しているため少しわかりにくい図面になっている。

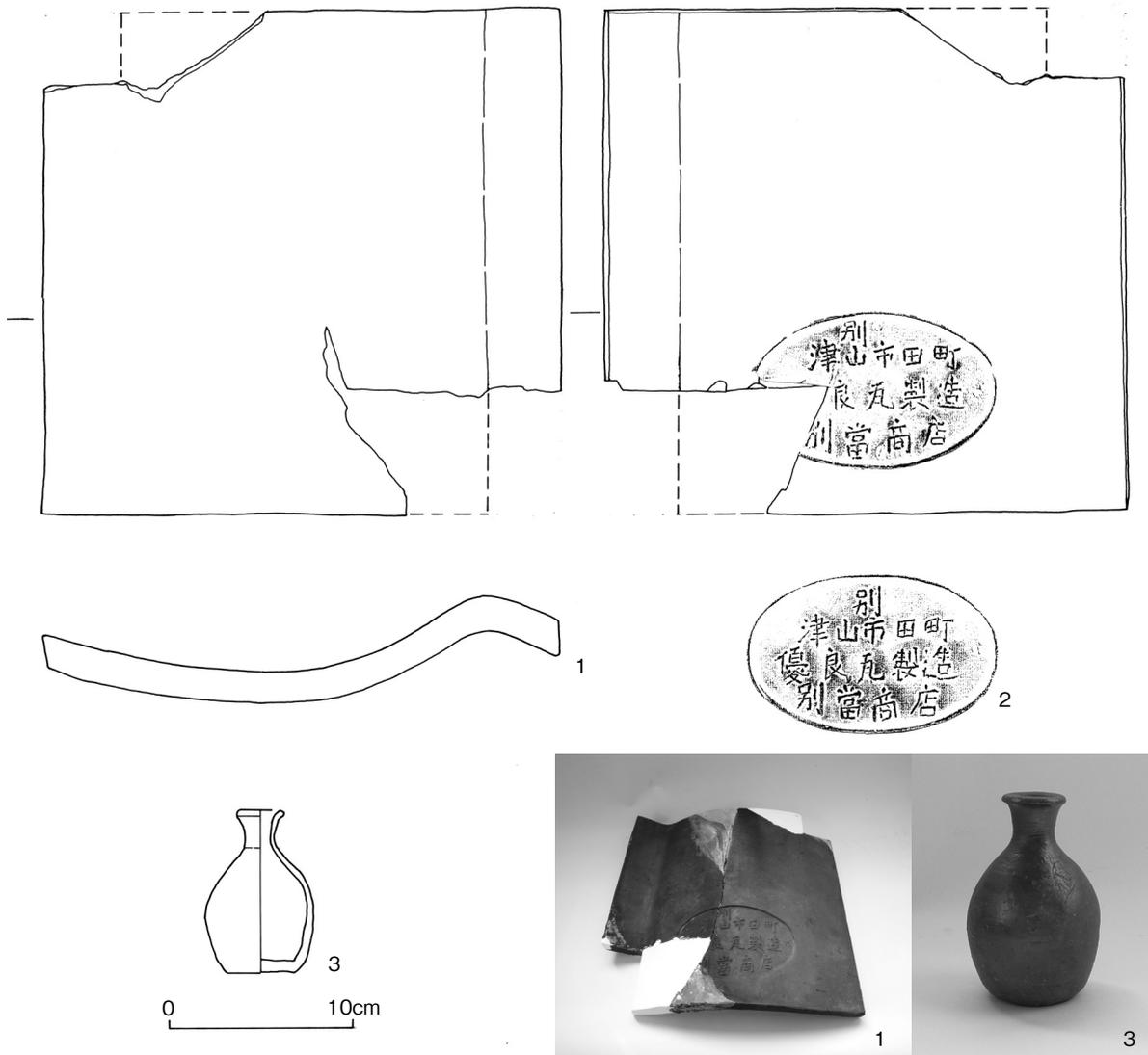
上が平面図で、これを見ると石番32の真下にこれら3石が位置し、32の西側ラインと下層3石の西側ラインがほぼ揃っているようにも見える。下層の石は硬く締められた裏込めのグリ石の上に置かれており、南側には石は無く、北側の先にもう1石あったと思われるが、すでに抜かれているようで、さらに北側の工事範囲外にも1石あり続いていたようである。

下の立面図では石番32の下に下層の石は位置しているが、32とその下層南端の石は接しておらず少し隙間があいていて土砂が堆積していた。このため両者の関係は明確でないが、ある時期石垣が積み直されて、これら下層石垣は埋没する結果となったと考えられる。

## 2 出土遺物

今回の工事でコンテナ1箱分の出土遺物がある。瓦片や陶磁器、廃城後と思われる遺物など様々である。この中で、時期がわかり実測できたものを第19図にあげている<sup>(註2)</sup>。

1は棧瓦で6段目の石垣解体時に出土した。一部欠損するがほぼ完形に近い。裏面に製造場所の刻印があ



第19図 出土遺物

り、「津山市田町優良瓦製造別當商店」と書かれている。城下町の町家（荊田酒造）にも同様な瓦の資料（2）がある<sup>（註3）</sup>。

3は石番221の裏込めから出土した備前焼の小徳利である。第14図④に出土状況の写真がある。完形品で口径2.7cm、底径3.6cm、高さ9cmを測る。

（註1）発掘調査は、文化課主任豊島雪絵が実施した。

（註2）土器の実測・拓本には、文化課臨時職員宗本節子の協力を得た。

（註3）勝間田町の荊田酒造エネルギー株式会社から資料提供を受けた。

## 第5章 まとめ

今回の石垣復旧工事からわかった事を簡単にまとめたい。

石垣は当初のものと思われるが、現状で東側がクランク状になっている。第2章でも述べたが、ほとんどの図面の石垣は一直線でクランク状にはなっていない。なっているのは、明治になって書かれたもののみである。やや正確さに欠けるが、もしかするとこの時期にはクランク状になっていたのかもしれない。

以下、石垣の修復の時期について考えてみたい。

文献には石垣の修復記事は見られないが、絵図では18世紀の津山城絵図に（参考資料P 49 左下）修復の記載がある。ただ別紙図面が無く詳細は不明である。

次に出土遺物から検討してみたい。今回裏込めから瓦など陶磁器類の他、廃城後の出土遺物もあり、石垣が複数回積み直されている可能性が大きい。

まず、出土遺物の備前焼小徳利であるが、時期の特定は難しいが幕末頃でないかという見解がある<sup>(註1)</sup>。

この場合、19世紀後半と推測され、先の18世紀の絵図の修復記載とは時期がやや異なっている。

棧瓦には裏側に「別當商店」の刻印のあるものがあり、これは市内田町に工場があり、大正15年発行の「津山商工案内」に瓦製造として名前がでてくる<sup>(註2)</sup>。いつ頃まで操業していたかは定かでないが、昭和25年の同書には名前はでてこないのので、この瓦は大正15年前後の製作年代が考えられる。

また、西側では下層石垣が存在した。これら石が埋められている事から、この部分が改変された事も間違いない。

以上から少なくとも複数回の修復が推測され、今回の解体で根石の上の石が20～30cm近く外側にはみだしている事が判明し、その上に今回の石垣は積まれていた。このような複数回の積み直しは、結果的に石垣の孕みだしに大きく起因した可能性が大きいものと思われる。

(註1) 岡山市教育委員会乗岡実氏にご教示を得た。

(註2) 津山商工会 1926『津山商工案内』、岩本えり子氏にご教示を得た。



## 參考資料







十四日非事方宮田庄右衛門立心御申遺置候間、日付下地役筋へ多々遺有之候趣  
ヲ以御書差出し書面差文宛除置候間、爲目置

者取振夫々取計候様目置可然奉存候已上  
月日 勘察奉行  
右者即日御済

安政三年十二月二十九日条

一年頭門松御所減し作事方取調被仰付迄迄御済  
松御所武彦六ヶ所 由門ノ切之御場所五ヶ所  
宮川御門 二階町 田町 詰米御藏門 北口御門  
ノ  
新御殿敷 御門 御立 下御屋敷 御立  
馬御殿 箱帯 御立 御右所 地蔵院 御門 御成門  
ノ  
今上ノ所御減相成 吹議奉存候  
但松守一丈之御立之短五尺三寸取計申付其外之も  
是准し手輕ニ取計申付被仰付候

同十月廿七日条

一 下御殿敷細工古糟古御立遺置候等機御種付之趣三百何濟二相候三付他品見分之  
見之方外機種付相成之御所遺有之候則遺置下御殿敷之内を以機種付去立候へ、御立石  
上面銀元ニ取計取出御済ニ付其取作事へ連ス  
一 御殿敷内御所敷地ニ御所御殿敷銀七寸圓二上武尺貳寸ノ五寸廻リ迄十三木伐取候傳  
者差出立立立置候三付人札作事ニ御殿敷之内へ元ノ取計計申付爲御殿敷存込方中立  
御済之取作事へ連ス

慶応三年九月十五日条

一 徳守宮祭礼之節神與居川御門ノ二階町御門ノ通行致し於新御殿敷御前様御覽被遊候  
間御之通被下物掃除等候様大目付申聞算事小働者へ夫々相違之

文久元年八月十三日条

一新御殿敷敷高向刃大破ニ相成御修復難相成以因而御取払之義作事方御書相濟且西洋  
世話方目立之書面之相違ス

同四年正月十日条

一新御殿敷南御長屋先小御所へ御貸渡一相成御殿敷去卯九月廿五日ノ差戻上有之候  
見候様先同様小御所へ御貸渡相成旨小御所取調御役人申出作事へ連

慶応二年五月十五日条

一 下御殿敷遺置候舊古塲敷取之方紙細工屋敷内等々へ機御御種付三相成候傳  
者差出三御所ノ御書差文三可相成御種付御種付付付御殿敷存候下御殿敷三御  
相成可仕立御所二寄梅之乃可哉ニ懸考仕候間夫々場所見立相成可仕御種付三相  
成候様御種付自右機子御軍用御書三御成候御種付非肥手ノ御種付御本邊名御  
私出相成御殿敷存候若々遺置御種付三御成候御種付八、御種付外諸人用役所御工  
面銀之乃御私出仕機子御私代石元入取計申度奉存候之間御書之内可然方御  
差因御書差候此致奉候候已上  
五月十五日 御書差  
本文御種付申出之通被仰付候之義御所御種付代御本邊之御書相成年々小働

同八月八日条

一 卯五日老女其外ノ六ノ御殿敷引移候廿一日迄御所被下紙細工御小納戸中立  
小働致へ連ス  
一 左近御種付書出連置御  
一 左近御種付御殿敷御引移被遊候九ノ御種付御種付御出候此致爲心得及  
遺置候(後略)

『御作事日記』明和六年(愛山文庫 E9-15)

明和六年三月十八日条

一 御式名宮總巡御除ノモ御無シ立砂袋表御門六式ノ宛裏御門八紙御門裏下御門  
計立御申付候事勿論御立御式宮總勝手長桶看置置敷見合外八東大寄前八手桶六ノ外  
宮川御門二式立砂八御藏所六宮川御門二式御藏八番人大納戸三直借打かへ  
ル

『御書付与 武家法度御家御条目 津山御城近辺急火之節役々詰所并  
江戸御屋敷御近火之節心得』慶応三年(愛山文庫 A1-17)

〔慶応二年  
御事全状 一摺古勘及及所御條目  
御書  
四年  
御書付与  
武家法度  
御家御條目  
津山 御城近邊急火之節役々詰所并  
江戸御屋敷御近火之節心得〕

『津山城廢毀始末』(岡山県立図書館所蔵)

(前略)

城郭建築要区別

一番 一守 建物要建具一切及門ノ所

(中略)

二十三番 一京橋門 二階町門 田町門 作事門

北口門 漢安場門 宮川門 堀門

(後略)

二十四番 一旭門内元幕局 朝日門内小門二ヶ所

之節御詰

一 御城近辺急火之節御詰詰所

御城代  
右御本丸江相調御預り之足輕御門外不殘召理可被申事  
但御留主年八ノ無之候ハ員矣發城可有之事

松之間  
右大火および候ハ發城可有之事

但御留守年八ノ不殘儀事

右發城可有之事 御書者

御書者

御書者

右二人御立江相調御人者表裏御門江相調御預り之節江相調御預り之御武共  
等心交待可申事

中興目付

右御札も發城可有之事

|   |       |  |
|---|-------|--|
|   | 御小姓組  | 荒物戸  |
|   | 中臈組   | 御帳付  |
|   | 大臈組   | 坊主   |
|   | 小従人組  | 健組小頭   |
| 右 齋頭組 組中 登殿可有之事   |       | 立合目付   |
| 但 当書之御 御所 御所 可被相詰事  |       | 御鉢方  |
|   | 無役之面々 | 攝陣方  |
| 右 大穴候 節ハ 冠 御門之外 立 可被相詰事                                       |       | 御請方  |
|   | 宗官奉行  | 御右所番   |
| 右 二人 奉 致 登 殿 人 奉 御 船 奉 召 火 之 節ハ 兼 役 助 付 御 船 藏 立 可被相詰事         |       | 小買物方   |
|   | 寺社取次  | 右 役所 立 可被相詰候 大 右 之 外 御 倉 前 向 役 付 之 足 鞋 中 間 終 不 残 可 相 詰 事 |
| 右 人 奉 致 登 殿 人 奉 見 合 可 致 符 事                                   |       | 掃除方  |
|   | 上勘定所  | 中間人  |
|   | 御勘定奉行 | 裁許一人   |
|   | 同所役人  |  |
|   | 同下代共  |  |
| 右 齋 藏 役 所 立 可 相 詰 事   |       | 御供方  |
|   | 小勘者   | 右 之 内 御 徒 以 下 裏 下 御 門 外 立 可 相 詰 候 齋 中 臈 目 付 可 受 齋 因 事    |
| 右 御 飛 脚 之 物 有 齋 藏 講 可有之事                                      |       | 表冠木御門  |
|   | 御右筆   | 御帳番一人  |
|   | 次右筆   | 右 御 書 組 二人   |
| 右 齋 藏 役 所 立 可 相 詰 事   |       | 当書之處能  |
|   | 御座敷奉行 | 大 小 頭 相 係  |
|   | 御台所奉行 |  |
| 右 齋 藏 御 座 敷 之 内 御 座 敷 火 之 元 申 付 御 座 敷 土 遣 之 齋 戸 前 等 添 付 可 申 事 |       | 裏下御門   |
|   | 御料理人  | 御帳番一人  |
|   | 中間頭   | 御小姓組之内二人   |
|   | 大納戸   | 当書之處能  |
|   | 紙納戸   | 大 小 頭 相 係  |
|   |       | 右 可 相 詰 事  |

|       |           |       |                 |
|-------|-----------|-------|-----------------|
|       | 京藏御門      | 右 向 斷 |                 |
|       | 物頭登人      |       | 詰米御藏            |
|       | 小従人組登人    |       | 御藏奉行一人          |
|       | 当書之處能     |       | 同御目付一人          |
| 右 向 斷 | 大 小 頭 相 係 | 右 向 斷 | 御藏付役人           |
|       | 宮川御門      |       |                 |
|       | 物頭登人      |       | 出 御 藏 召 御 藏     |
|       | 小従人組登人    |       | 退避御藏            |
|       | 当書之處能     |       | 御藏奉行一人          |
| 右 向 斷 | 大 小 頭 相 係 | 右 向 斷 | 同御目付一人          |
|       | 二階前御門     |       | 御藏付役人           |
|       | 物頭登人      |       | 下 御 勘 定 所       |
|       | 小従人組登人    |       | 大 小 役 人 不 残     |
|       | 当書之處能     |       |                 |
| 右 向 斷 | 大 小 頭 相 係 | 右 向 斷 | 御金藏             |
|       | 田町御門      |       | 御金奉行一人          |
|       | 物頭登人      |       | 同御目付            |
|       | 小従人組登人    |       | 同所役人            |
|       | 当書之處能     |       |                 |
| 右 向 斷 | 大 小 頭 相 係 | 右 向 斷 | 御作事屋            |
|       | 北之御門      |       | 御作事目付           |
|       | 物頭登人      |       | 同所先方役人          |
|       | 小従人組登人    |       | 右 之 外 役 所 之 者   |
|       | 当書之處能     |       |                 |
| 右 向 斷 | 大 小 頭 相 係 | 右 向 斷 | 火事場 立 可 被 出 面 々 |
|       |           |       | 大 目 付           |
|       |           |       | 町奉行             |
|       |           |       | 郡代              |

御徒目付  
右 被罷越事  
御作事奉行  
棟梁一人  
御目付役二人  
御手大工  
右 突不殘御作事之由聞不殘可罷越事  
右 外ハ致在宿可突突御定之役人之外ハ火事場江罷越候際可為無用事  
御 殿内出火之御候之由下無役之面々急城取夫々御定之御所可被相詰候  
事  
已上  
御 殿内出火有之節江往來御作事御場三ノ所ニ御知之証打候様申上候事  
御 殿内万々一出火有之節江往來御作事御場三ノ所ニ御知之証打候様申上候事  
但 石段木を承候ハ御作事御場ニ御打替可申事  
御 殿内或ハ選方た非水火之節御定相詰可申事  
右 寛政二戌十月十三日御出  
一 出火之節場所へ見物として罷越候儀防之切相成候間罷越申取候先年被仰出  
候儀御定之候も有之節三相聞以來御定有之間敷候  
右 寛政二戌二月十四日御出

「御城内御門之御條目并京橋御門御條目出火之御詰所覚」(「愛山文庫」  
H 1. 58)  
「御城内御門之御條目并  
京橋御門御條目  
出火之御詰所覚」

内曲輪 堅紙  
覺  
御 門番兼御定之御人急無相違可罷置候所を明々御用之外他不可行事  
防火之用心可為第一事  
御 門出入之儀六時を限へし夜中御用なくして一切通し申取候事  
右之儀堅紙相守當也  
元禄十一年五月廿五日

切紙  
御 門番兼御定之御人急無相違可罷置候所を明々御用之外他不可行事  
防火之用心可為第一事  
御 門出入之儀六時を限へし夜中御用なくして一切通し申取候事  
右之儀堅紙相守當也  
元禄十一年五月廿五日

切紙  
御 門番兼御定之御人急無相違可罷置候所を明々御用之外他不可行事  
防火之用心可為第一事  
御 門出入之儀六時を限へし夜中御用なくして一切通し申取候事  
右之儀堅紙相守當也  
元禄十一年五月廿五日

覺  
御 相違候町人御城内之儀中興目付御形を以不限夜候間可相違候尤御形可  
出之儀以上  
一 御 殿中御年寄申上之節中登城之節御門拍子木御出せども二打可申事  
一 御 門拍子木知らざる間御用申候不相聞時ハ知らせ打可申事  
一 御 門之節及御出  
一 大 殿内御定之節御門切手御門中之御門大御元五九月共御出可申事

五月  
右之御可為下座候以上  
目日  
右 京橋御門 切手御門 中之御門 堅紙御門 裏御門 中之御門  
裏下御門

外曲輪 堅紙  
御 門番兼御定之御人急無相違可罷置候所を明々御用之外他不可行事  
防火之用心可為第一事  
一 明々六時大扉開き候時より木門たたくりを開き夜四時よりくくりたて可  
申事  
一 疾速出入之儀切手無之者御用し申取候事  
但 主上儀之者に為持罷置候可相違事  
一 手負儀(御用御用御之儀)事きはしきもの且又他國他領之者一切通し申取候  
雖然夜より断有之引請之方より案内者附可通之候不依夜御曲輪之内ふせ登類  
から等にて願かくし其不登成者有之候節急相改可申事  
一 女人等儀より明々六時まで切手断等無之相違し申取候事  
右之儀堅紙相守當也  
元禄十一年五月廿五日  
右之御可為下座候以上  
目日

切紙  
一 奉六時より御門出入之儀主人又ハ先方之断書切手無之候ハ、堅紙通し申  
取候事  
御 門番兼御定之御人急無相違可罷置候所を明々御用之外他不可行事  
防火之用心可為第一事  
御 門出入之儀六時を限へし夜中御用なくして一切通し申取候事  
右之儀堅紙相守當也  
元禄十一年五月廿五日

御 門番兼御定之御人急無相違可罷置候所を明々御用之外他不可行事  
防火之用心可為第一事  
御 門出入之儀六時を限へし夜中御用なくして一切通し申取候事  
右之儀堅紙相守當也  
元禄十一年五月廿五日

覺  
御 門番兼御定之御人急無相違可罷置候所を明々御用之外他不可行事  
防火之用心可為第一事  
御 門出入之儀六時を限へし夜中御用なくして一切通し申取候事  
右之儀堅紙相守當也  
元禄十一年五月廿五日

切紙  
御 門番兼御定之御人急無相違可罷置候所を明々御用之外他不可行事  
防火之用心可為第一事  
御 門出入之儀六時を限へし夜中御用なくして一切通し申取候事  
右之儀堅紙相守當也  
元禄十一年五月廿五日

〔傳〕

寛保三癸三月十日

一 幕府及中通候節者片附連可申事

覺

一 出火御城内御門扉御儀有之間敷候事

一 高飛打持候面々表裏御門外可差置事

一 懸手より罷出候面々表裏御門外二溜御儀出仕におくる御門可相通事并諸書

所外三方相詰候面々御儀代退出以後可引火御御書之可受差置事

一 詰物有之而々無滞御門可相通是石之類八裏下御門之可罷置九年間等八支配頭印

鑑定可相通事

〔通〕

但御留守年三未白付登城向出候八八石之面々御門可相連并裏下御門其外

手方相詰候面々可取候儀御使書可受差置事

以上

出火之儀夫々相詰候節之覺

登城 及火燒候儀二御事

同斷

登城 以上之儀御留守年八

大火三未白候八、可差置候

但御留守中八不及其儀事

登城

登城 御留守年三未白付登城向出候八八石之面々御門可相連并裏下御門其外

登城 御留守年三未白付登城向出候八八石之面々御門可相連并裏下御門其外

御在候御留守年共表裏木御門外江可被相詰事

御家老

御代

芥子之面々

御養者

大番頭

大番附

無役番頭

登城 御留守年三未白付登城向出候八八石之面々御門可相連并裏下御門其外

大五早速罷越可引火人可及差置事

同罷出入同斷

三寺及之儀御事

御儀御留守年三未白付登城向出候八八石之面々御門可相連并裏下御門其外

御江可相詰事

東西風勢可変

御儀御留守年三未白付登城向出候八八石之面々御門可相連并裏下御門其外

御江可被相詰事

表裏木御門外江可相詰事

登城 木御門外江可相詰事

表裏木御門外江可相詰事

登城

詰火山戸御儀江可相詰事

在常備御守可付申事

御儀御留守年三未白付登城向出候八八石之面々御門可相連并裏下御門其外

火定置候儀及之儀可差置事

人数三條、同大同、同所御留守

登城 御留守年三未白付登城向出候八八石之面々御門可相連并裏下御門其外

登城 御留守年三未白付登城向出候八八石之面々御門可相連并裏下御門其外

御儀御留守可相詰事

登城 御留守年三未白付登城向出候八八石之面々御門可相連并裏下御門其外

登城

銀

御儀御留守可相詰事

中奥頭

御奉行

御代

御持頭

御儀奉行

御家手頭

御長柄奉行

無役物頭格

御使書

無役御使書格

御助定奉行

御儀奉行

同所御目付

同渡方

御奉行

御作奉行

同所目付

同所先役人

大番組頭

御儀奉行

寺社収次

御儀奉行

同所御目付

登城

可致在留事

致在留儀頭取片付可付候

登城 御留守年三未白付登城向出候八八石之面々御門可相連并裏下御門其外

登城 御留守年三未白付登城向出候八八石之面々御門可相連并裏下御門其外

京橋二階町田町北ノ御門右四所五人ツ、

御貫持等心付可申事

登城

登城 御留守年三未白付登城向出候八八石之面々御門可相連并裏下御門其外

下動定江相詰候儀頭取片付可付申事

登城

登城 御留守年三未白付登城向出候八八石之面々御門可相連并裏下御門其外

登城

登城 御留守年三未白付登城向出候八八石之面々御門可相連并裏下御門其外

登城

登城 御留守年三未白付登城向出候八八石之面々御門可相連并裏下御門其外

登城

登城 御留守年三未白付登城向出候八八石之面々御門可相連并裏下御門其外

登城

夜中出入裏下御門外ノ御門御留守年三未白付登城向出候八八石之面々御門可相連并裏下御門其外

夜中八裏下御門外江相詰候儀頭取片付可付申事

右同斷

右之外或在恒夫々之儀差置候儀御使書可受差置事

中奥目付

醫師

御代官并作同

中奥組

大番組

小使入組

御殿方

御料理人

勘定吟味役

御台所目付

御儀奉行

御茶頭

大納戸紙納戸荒物方

上動定場詰込人

御帳付

御徒目付

御奉行

御手廻り及御供方

傳組

中間

〔御城内明細録〕 (天吹家資料 弓倉叢書三八八)

〔傳〕

矢吹氏藏書

御城内明細録

慶長ノ御留守

家裏公儀御儀作國慶長八年ノ元和元年三年之間津山之城書讀取候儀御儀御留守

會致之書云

一 頭丸分 東西七楯武貳百七十八ノ上三三番半

南北六楯四楯七十八ノ三三番間

二 五谷丸ノ西二アリ

一 矢吹捨武 但西ノ門ノ御儀御留守

有御儀御留守ノ内御門四ノ有

二 石垣

西ノ方南北三十間半六間半御中ノ、し

北ノ方西ノ東ノ程三十五間高

五間武間三間

御ノ方東西八楯九間半御留守

或六間半

東ノ方南北六楯七間半御留守六間或四間半

一 五谷丸ノ方西ノ方長北ノ端ノ御儀御留守

一 本丸二九ノ御儀御留守

西ノ方南北三楯八間と御儀御留守ノ石垣東西三楯六間半と御儀御留守

三間長守ノ長ノ方ノ石垣東ノ端ノ御儀御留守二間御儀御留守或八五間

一 廣五分 東ノ方南北五楯間西ノ方南北

九十式間南ノ方東西廿間半

北ノ方東西三三番間

一 矢吹數十式多門六間半御儀御留守



2. 絵図

美作国津山城の外屋敷町筋図 個人蔵(津山城資料編)

元禄十年(二六九七)頃



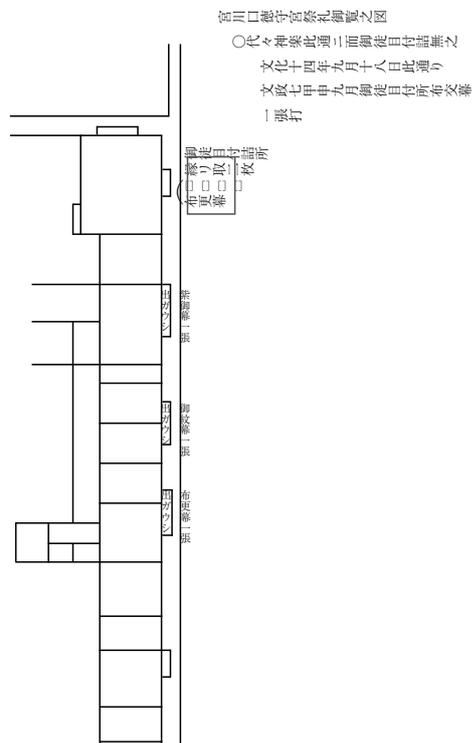
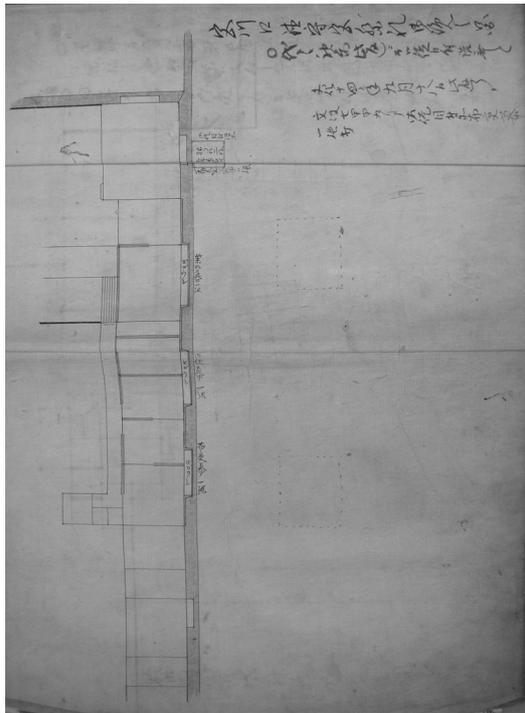
津山絵図 個人蔵(津山城資料編)

元禄十年(二六九七)頃



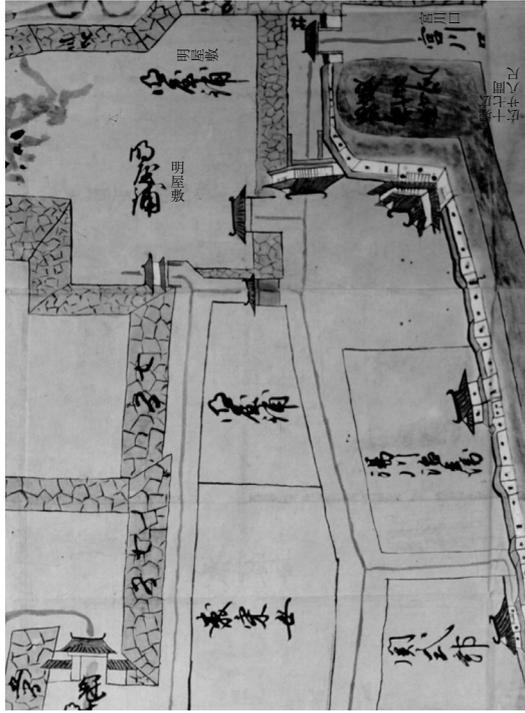
15

宮川口徳宇宮祭礼御覽之図 津山郷土博物館(愛山文庫M8:18)  
文化十四年(二八二七)頃

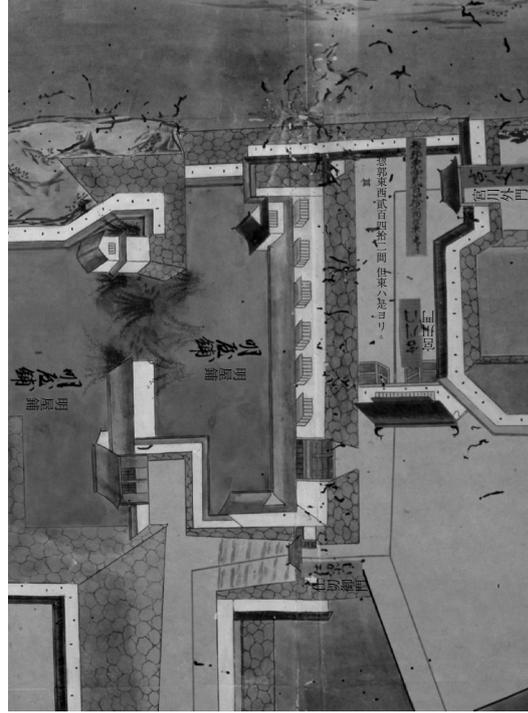


16

美作国津山城之図 個人蔵（津山城資料編）  
元禄十年（一六九七）頃



美作御城絵図 乙巳年御目付江被差出候様 個人蔵（津山城資料編）  
享保十年（一七二五）

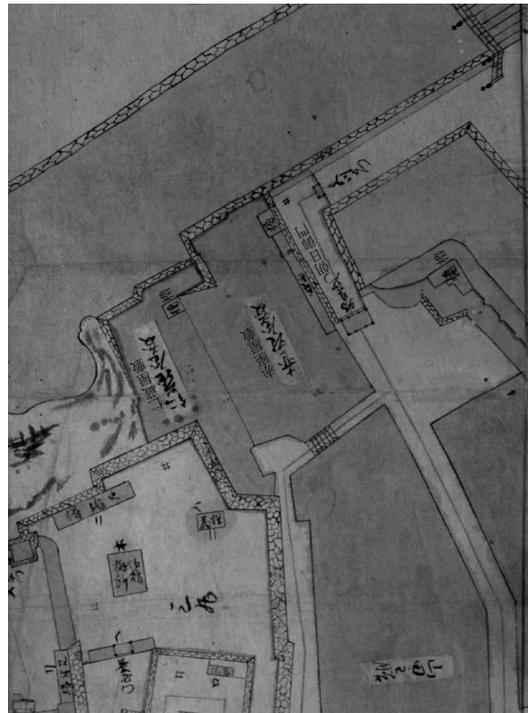


17

津山城図 個人蔵（津山城資料編Ⅱ）  
明治時代



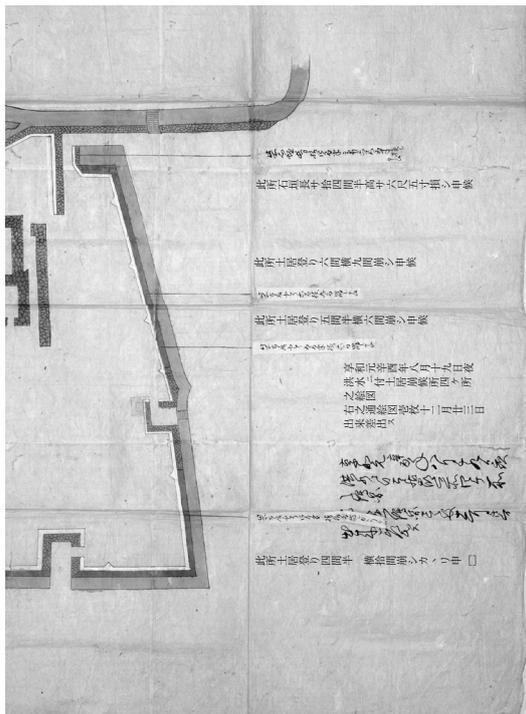
津山城郭之図 個人蔵（津山城資料編Ⅱ）  
明治時代



18

津山城郭図 個人蔵 (津山城資料編)

享和元年 (二八〇) 頃



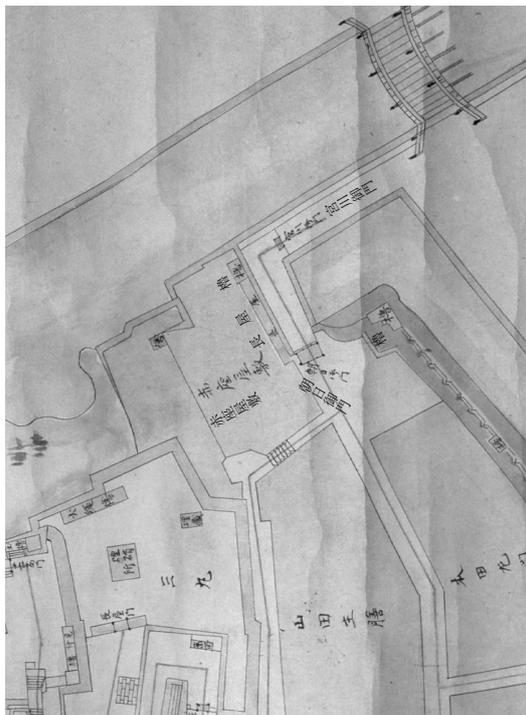
津山城絵図 個人蔵 (津山城資料編)

明治時代



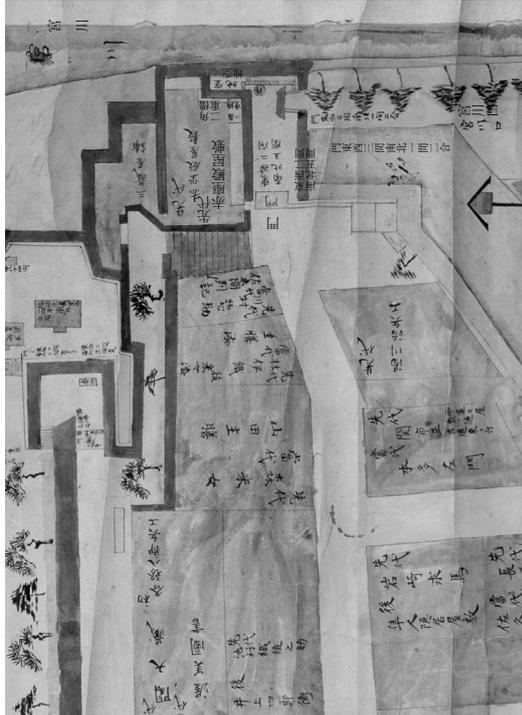
津山城郭之図 個人蔵 (津山城資料編)

大正三年 (二九二)



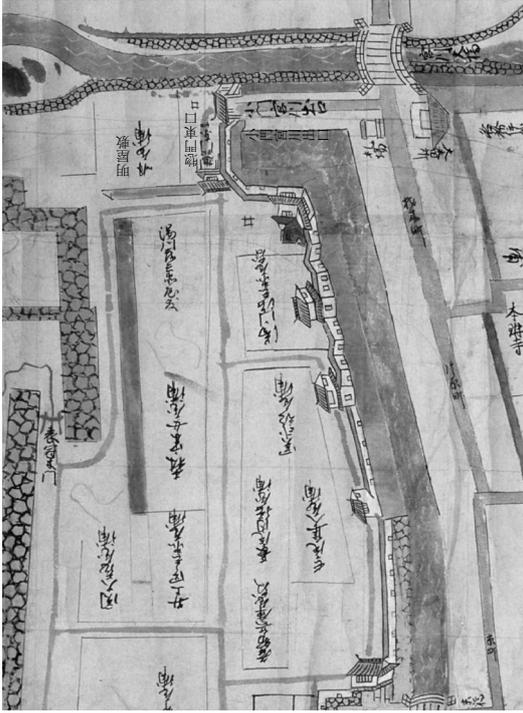
津山城郭図 津山郷土博物館 (津山城資料編)

明治四十二年 (一九〇)



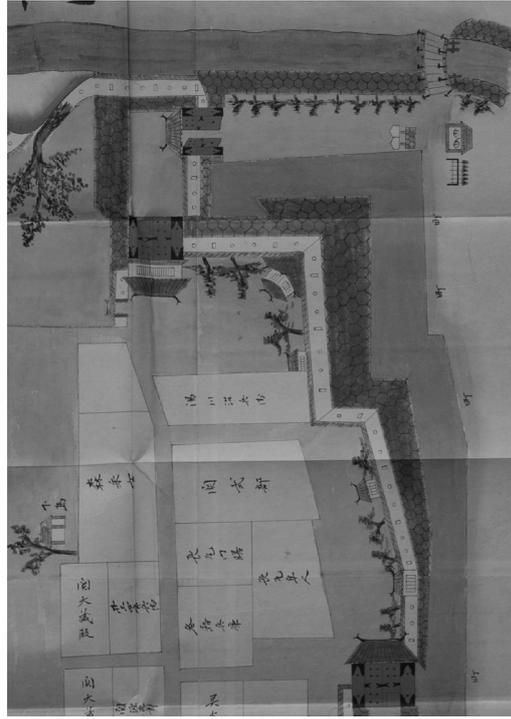
森家時代津山城地圖 津山郷土博物館（津山城資料編）

明治時代以降



作州津山城郭之図中（二丸之図）新見市立図書館（津山城資料編）

明治時代以降

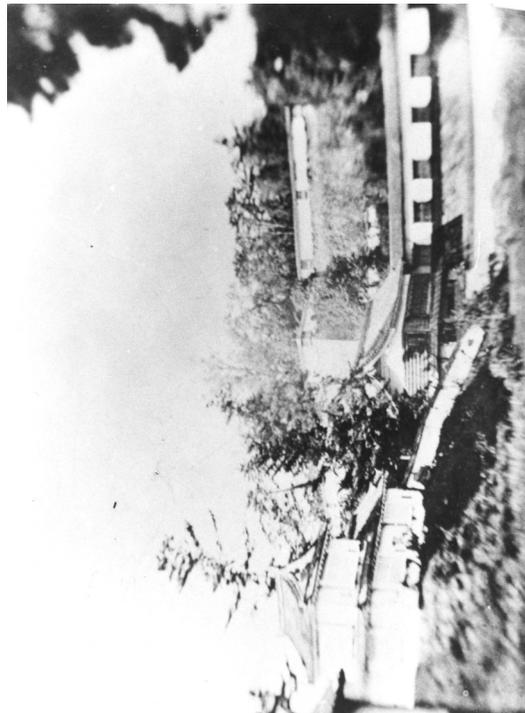


津山城絵図（本丸指図付）津山郷土博物館（津山城資料編）

十八世紀



津山城古写真（首門付近）個人蔵（津山城資料編）







石垣解体修理前（南西から）



石垣解体修理後（南西から）





石垣解体修理後（南東から）



石垣解体修理後（合成写真・南から）



## 津山城宮川門跡石垣保存修理事業報告書

---

2012年3月31日発行

発行 津山市教育委員会  
津山弥生の里文化財センター  
〒708-0824  
岡山県津山市沼600-1  
TEL0868-24-8413 FAX0868-24-8414  
印刷 津山朝日新聞社

---

